

# 公共建築物施設群別マネジメントの方向性 学校給食のあり方

## 答申書最終案 (審議用資料)

平成27年 月

静岡市行財政改革推進審議会

資料 2

平成 27 年 12 月 日

静岡市長あて

静岡市行財政改革推進審議会  
会長名

公共建築物施設群別マネジメントの方向性及び学校給食のあり方について（答申）

平成 27 年 5 月 29 日付け 27 静総行第 705 号をもって諮問のありました「公共建築物施設群別マネジメントの方向性及び学校給食のあり方」について本審議会として慎重に審議し、意見をとりまとめましたので、答申します。

## はじめに

会長あいさつ

.....

作成後記載

平成 27 年 月  
静岡市行財政改革推進審議会  
会 長 名

## 目 次

※ページは確定後、記入します。

### 【第1章】公共建築物施設群別マネジメントの方向性

#### 1. アセットマネジメントの現状

- (1) 公共施設を取り巻く環境と課題
- (2) 公共建築物の保有状況
- (3) アセットマネジメント基本方針
- (4) アセットマネジメント推進の流れ
- (5) アセットマネジメントの方向性の区分

#### 2. 施設群別マネジメントの方向性(案)について

- (1) 施設群別マネジメント全体の方向性
- (2) 各施設群別マネジメントの方向性

### 【第2章】学校給食のあり方

#### 1. 学校給食の現状

- (1) 学校給食の沿革
- (2) 学校給食提供の状況
- (3) 学校給食の課題（清水区内の自校方式・校外調理方式）

#### 2. 今後の学校給食について

- (1) 給食提供方法の方向性
- (2) 各視点（アセットマネジメント・安全性・食育）からの意見
- (3) その他の意見

#### [参考資料]

- (1) アンケート結果
- (2) 清水地域の学校給食施設整備方針（案）コスト比較表
- (3) 学校給食提供方法（三方式）の比較

公共建築物施設群別マネジメントの方向性及び学校給食のあり方について（諮問）写  
第6期静岡市行財政改革推進審議会委員名簿  
公共建築物施設群別マネジメントの方向性及び学校給食のあり方に係る審議経緯

**【第1章】公共建築物施設群別マネジメントの方向性**

# **【第1章】**

# **公共建築物施設群別 マネジメントの方向性**

## 【第1章】公共建築物施設群別マネジメントの方向性

### 1. アセットマネジメントの現状

全文追加

#### (1) 公共施設を取り巻く環境と課題

##### ①背景

我が国における公共施設は、1960年代から80年代の高度経済成長期に、そして本市においては、1970年代から90年代を中心に、道路や上下水道などの「インフラ資産」、教育施設や市営住宅などの「公共建築物」を集中的に整備してきた。

今後、これらの公共施設の老朽化が進み、大規模な改修や建替・更新の時期を迎える施設が急激に増加することで、多額の維持管理更新費用が必要になると見込まれている。

一方、日本の人口は2008年(H20年)、本市はそれに大きく先立って1990年(H2年)をピークに、減少に転じており、年齢構成についても、生産年齢人口が減少する一方、老年人口が増加することで、今後、ますます厳しい財政状況が続くと予想されている。

これらに対応するため、国では、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁会議」を設置し、『インフラ長寿命化基本計画』を策定・公表するとともに、総務省においては、全国の自治体に対し、「公共施設等総合管理計画」の策定を要請した。

##### ②静岡市の取組

本市では、以前から公共施設の長寿命化などに個別に取り組んできたところであるが、市としての基本的な考え方や方針は示されていなかった。

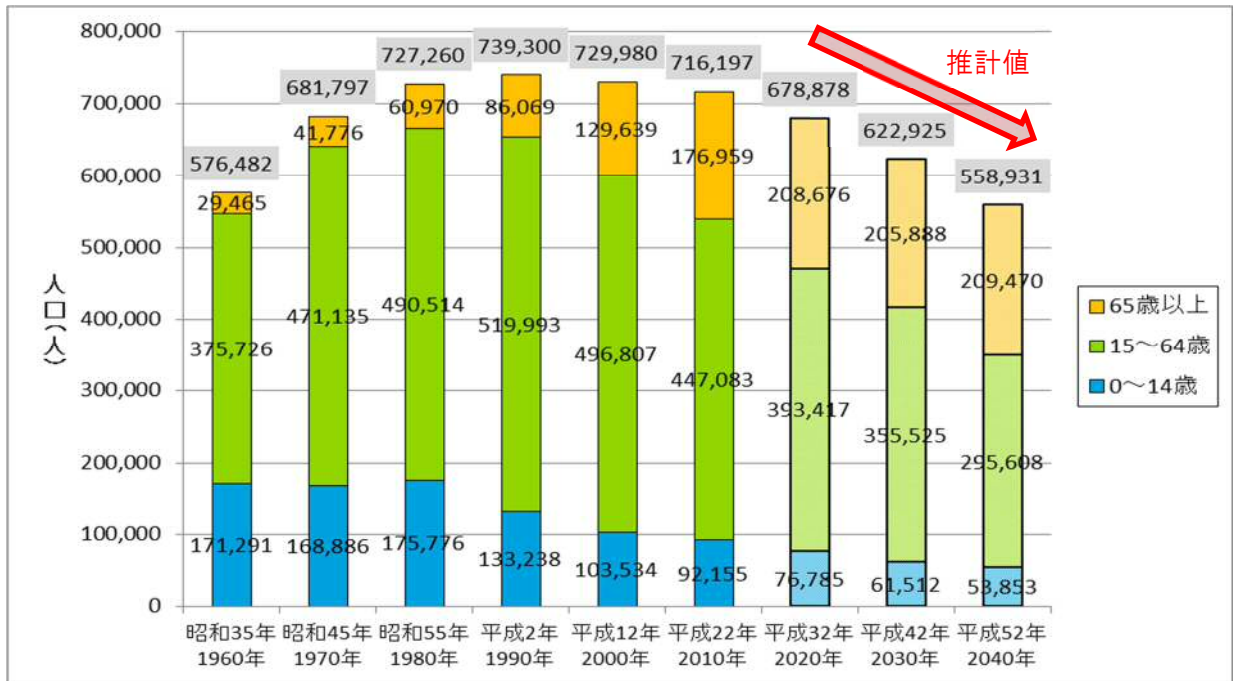
このため、平成26年4月にアセットマネジメントを専門に担当する公共資産経営課を設置するとともに、本市のアセットマネジメントの指針となる「静岡市アセットマネジメント基本方針」を国からの要請に先立って策定した。

また、平成27年度からスタートした、「第3次総合計画」、「第3次行革推進大綱・同前期実施計画」において、重要な柱として位置づけることにより、強力な推進体制を整えた。

現在、この方針や計画に基づき、公共建築物施設群のマネジメントの方向性を策定中であり、今後、この方向性をもとに、各施設の個別施設計画を策定していくことで、より具体的に実行性ある取組を推進する段階となっている。

平成24年度	保有資産（公共建築物）の総量及び将来更新費用総額試算
平成25年度	「静岡市アセットマネジメント基本方針（素案）」策定
平成26年度	公共資産経営課設置
〃	「静岡市アセットマネジメント基本方針」策定
〃	「公共建築物施設群別マネジメント方針」策定
平成27年度	「第3次総合計画」、「第3次行革大綱・同前期実施計画」にアセットマネジメントの取組を掲載
〃	各施設群別マネジメントの方向性を策定中

### ③人口減少にかかる課題



出典:総務省統計局「国勢調査」

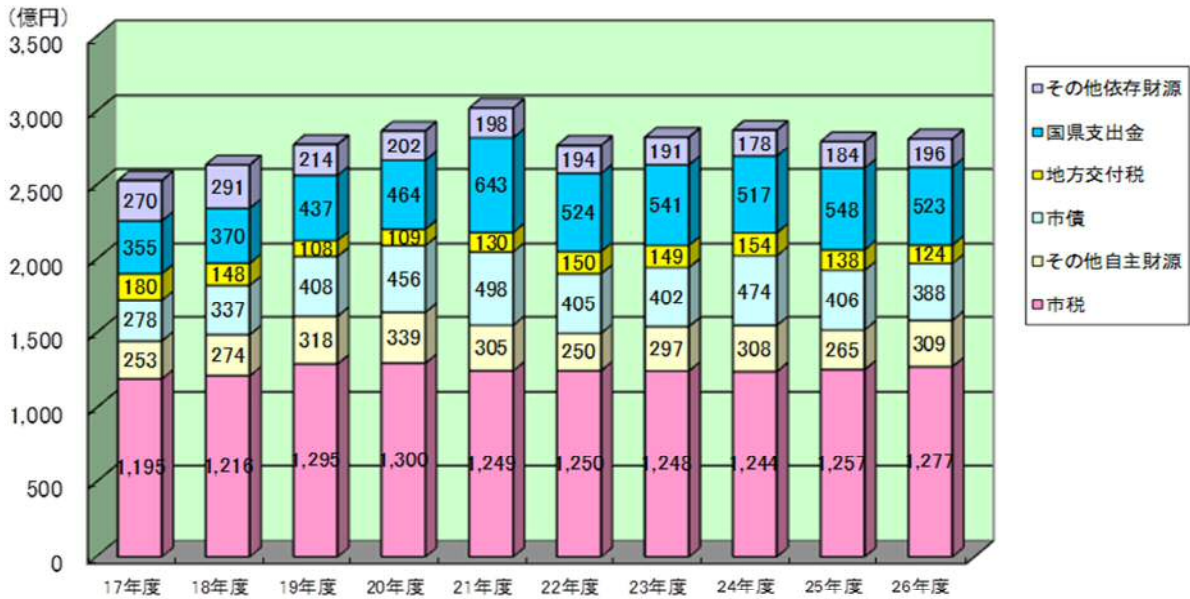
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(H25. 3推計)」

静岡市の人口は、平成2年(1990年)の約74万人をピークに減少に転じており、平成52年(2040年)には約56万人にまで減少することが予想されています。

また、人口構成については、年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15歳～64歳)が大幅に減少する一方、老年人口(65歳以上)は増加するなど、少子高齢化が更に進行することが見込まれています。

#### ④財政面での課題

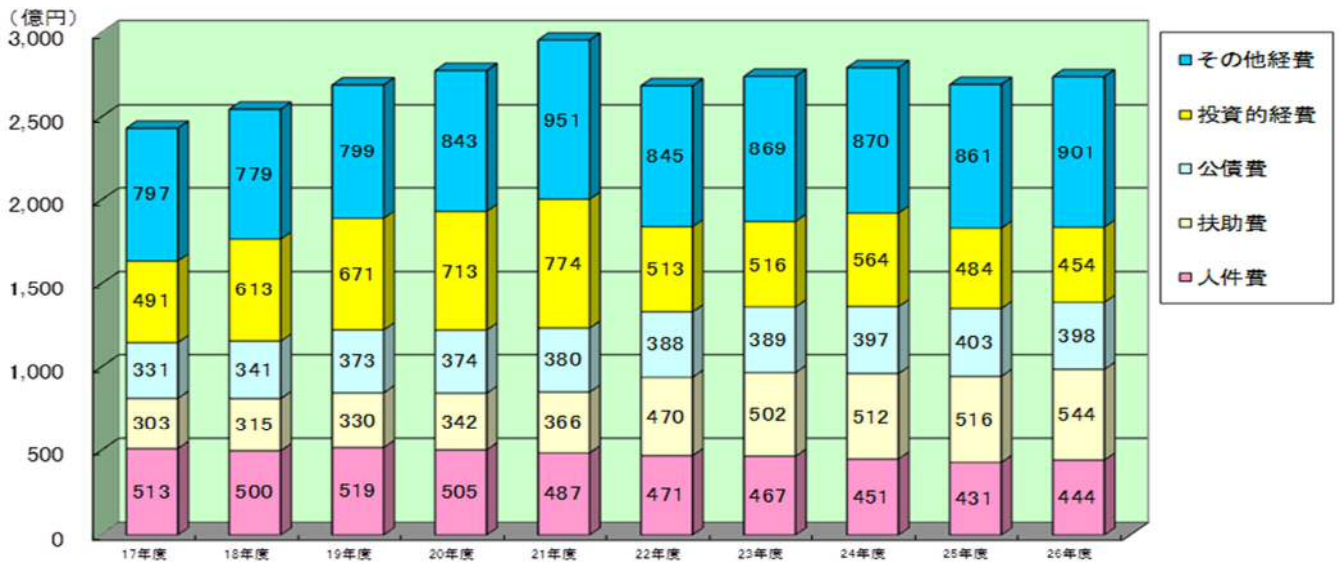
##### ○歳入の減少



出典：静岡市財政局「都市ビジョンと財政状況(H27. 10)」

平成 17 年度以降、「市税」及び「その他自主財源」を合わせた歳入は、安定して推移しているものの、今後、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、市税等の自主財源の減少などが懸念されます。

##### ○歳出の増加

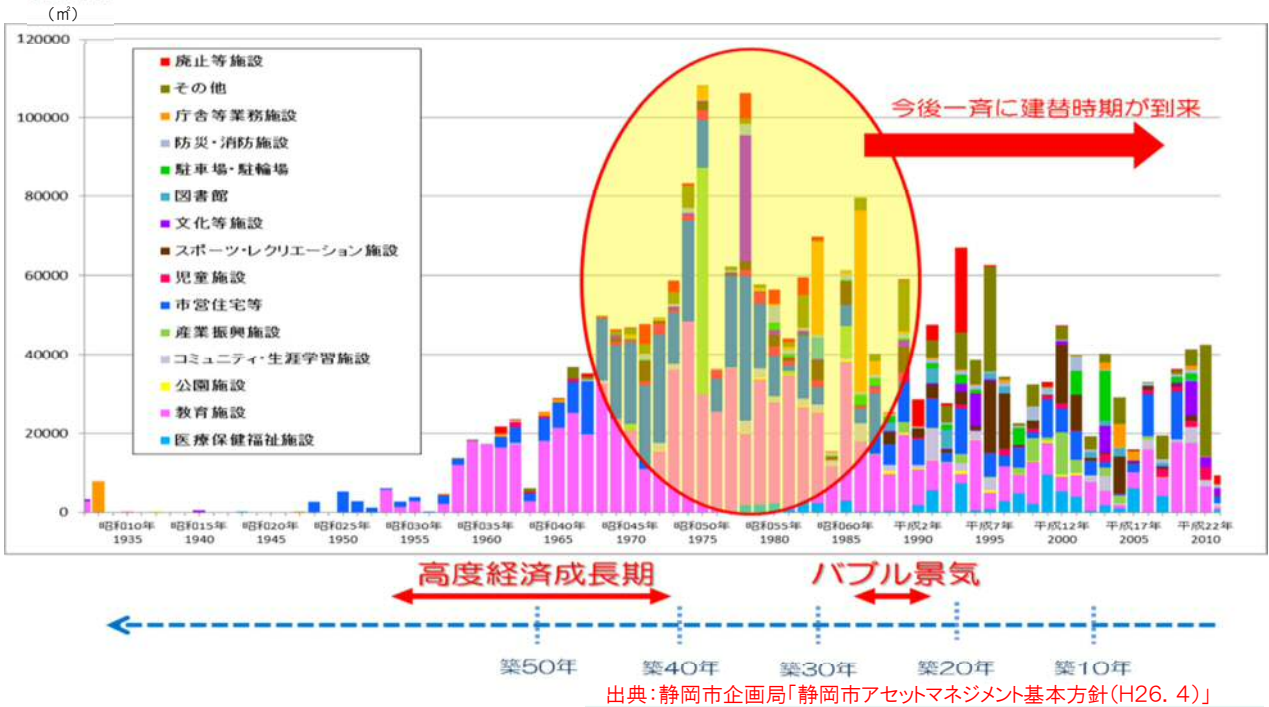


出典：静岡市財政局「都市ビジョンと財政状況(H27. 10)」

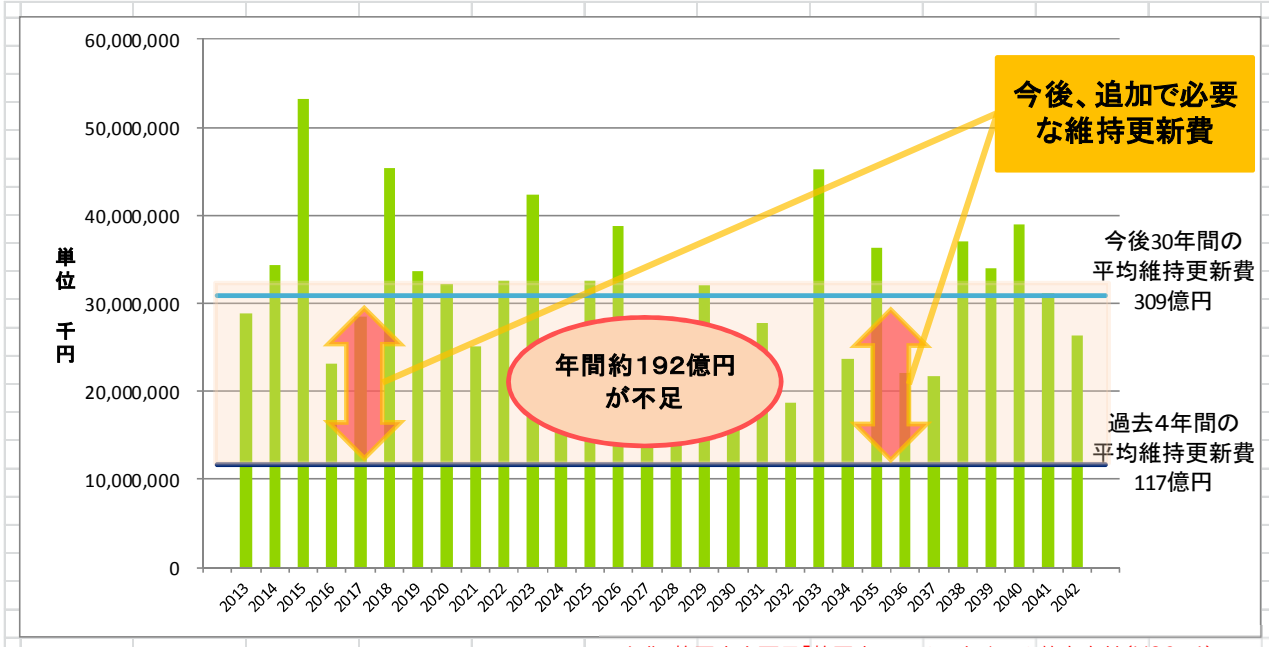
平成 21 年度に第 1 次総合計画が終了したため、投資的経費(道路・学校等の建設事業費)が減少し、平成 22 年度以降は、500 億円前後で推移しています。一方、扶助費(生活保護費・自立支援給付費等)は平成 19 年度に 330 億円であったものが、平成 26 年度には 544 億円にまで増加しています。



⑤保有財産の老朽化による一斉更新時代の到来



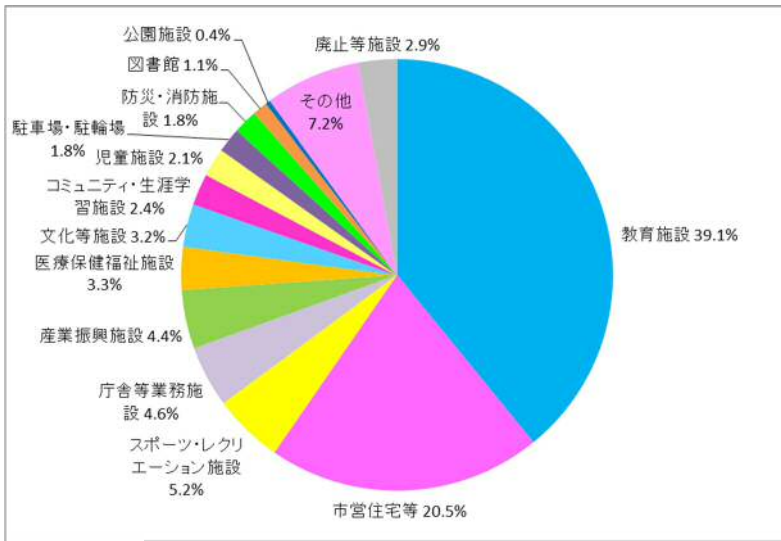
本市の公共建築物は、人口の増加に伴い、昭和40年代から平成初期にかけて数多く建設されてきたため、現在保有する公共建築物は老朽化が進行し、建築**当時**からの平均経過年数は約30年となっています。今後、老朽化が更に進行することで、公共建築物は一斉に建替え更新時期を迎えることとなります。



現在の公共建築物を同様に継続した場合の維持更新費を試算したところ、今後30年間に要する年間の維持管理更新費は、309億円でした。過去4年間の平均維持管理更新費の**実績平均額**(117億円)と比較すると、年間約192億円が不足するものと考えられます。

**(2) 公共建築物の保有状況**

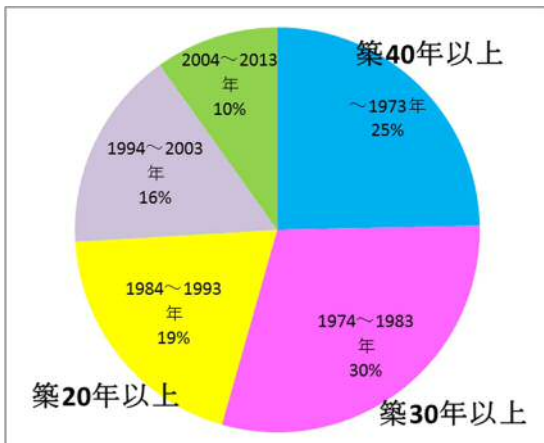
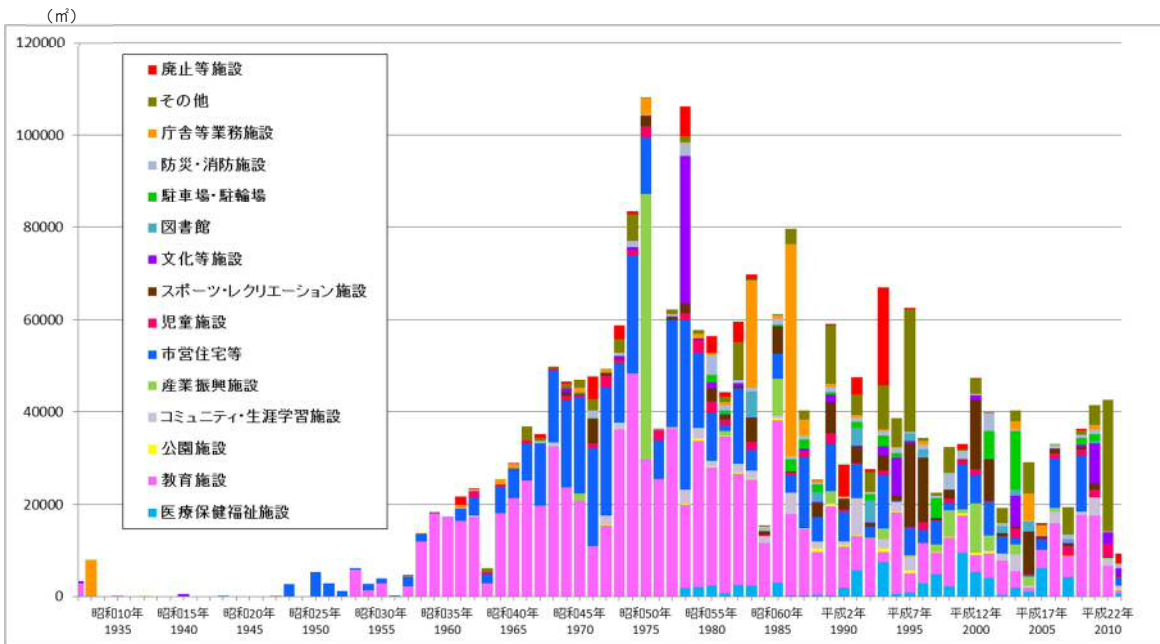
**①分類別面積割合**



公共建築物には様々な種類がありますが、これを類型別に分けてみると、学校などの教育施設が全体の約40%を占め、次いで市営住宅等が約20%を占めています。

出典: 静岡市企画局「静岡市アセットマネジメント基本方針(H26. 4)」

**②年度別整備床面積**



昭和40年代から50年代にかけて主に教育施設が整備されてきました。築年別の延床面積割合では、建築後すでに30年以上経過したものが全体の55%を占めています。

出典: 静岡市企画局「静岡市アセットマネジメント基本方針(H26. 4)」

**(3) アセットマネジメント基本方針**

**一部追加**

**①総資産量の適正化**

- ・平成55年度までに総延べ床面積を20%減（H23年度末比）

公共施設のあり方や必要性について、市民ニーズや政策適合性、費用対効果などの面から総合的に評価を行い、適正な施設保有量を実現します。

イメージ図を追加した



総資産量の適正化



**②長寿命化の推進**

今後も活用していく公共施設については、定期的な点検・診断を実施し、計画的な維持修繕を徹底し、長寿命化を推進することにより、長期にわたる安心・安全なサービスの提供に努めるとともに、財政負担の軽減と平準化を図ります。



長寿命化の推進



**③民間活力の導入**

民間企業等の持つノウハウや資金を積極的に導入するなど、施設の整備や管理における官民の役割分担の適正化を図り、財政負担の軽減とサービス水準の向上を図ります。

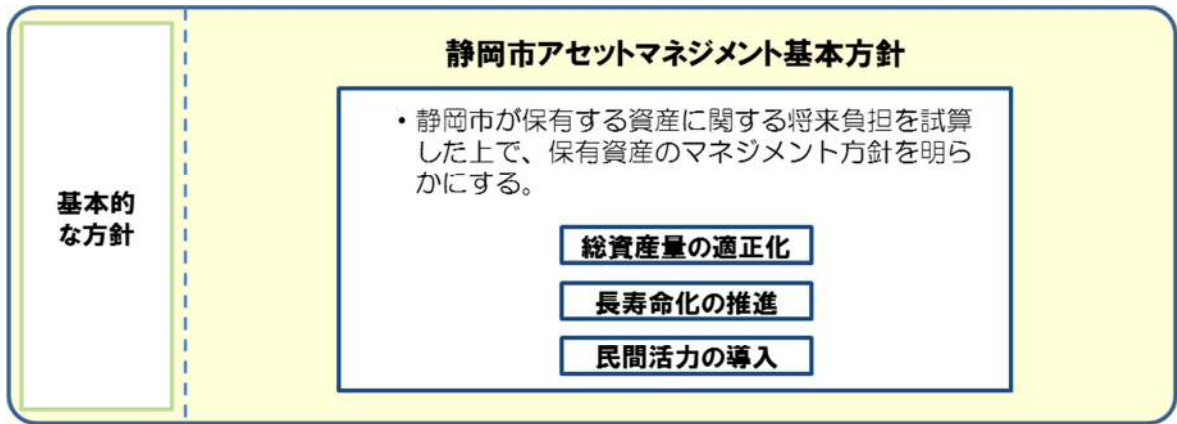


民間活力の導入

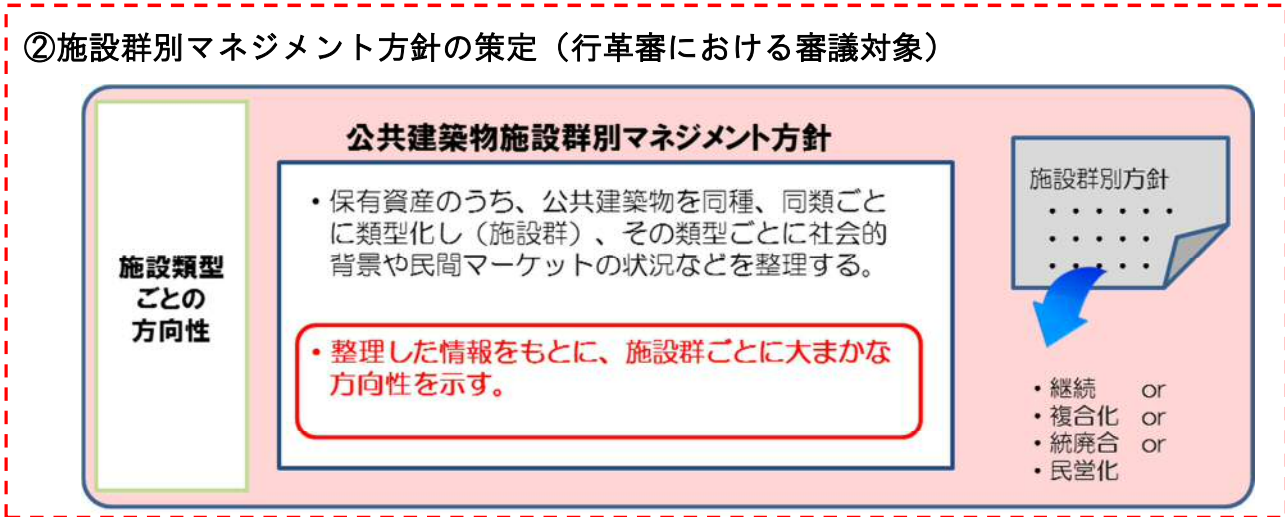


**(4) アセットマネジメント推進の流れ**

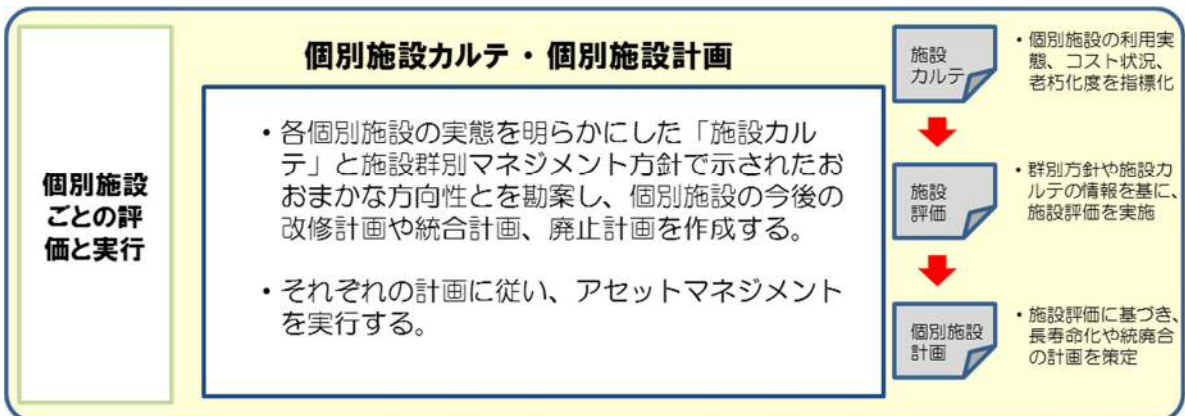
①アセットマネジメント基本方針の策定



②施設群別マネジメント方針の策定（行革審における審議対象）



③個別施設カルテ・個別施設評価・個別施設計画の策定と計画の実行





(5) アセットマネジメントの方向性の区分

一部修正

アセットマネジメントの方向性は、次の4つの区分(「継続」「複合化」「統廃合」「民営化」)に整理しています。

※マネジメントの方向性：現時点(H27年12月)を起点とし、今後、更に進めていく際の方向性(考え方)を示しています。

公共・市民・行政サービスの用語を公共サービスに統一した。

区分	考え方	イメージ(一例)
継続	<p>社会的なセーフティネットなど公共の果たす役割りが今後も継続的にあり、民間マーケットの進出しにくい分野で、ハコモノを拠点に<b>公共サービス</b>を提供していくことが必要であると考えられる施設群を「継続」と表しています。</p> <p>なお、継続するにあたっては、単純な施設の現状維持ではなく、施設の長寿命化、縮小、施設の有効活用による収益の増大や維持管理費の削減を前提とします。</p>	
複合化	<p>市民ニーズとしての需要があり、今後も公共サービス提供の必要性が認められ、さらなる<b>公共サービス</b>の向上を目指すため、他の機能を持つ公共施設と併合し、複数の機能を持つハコモノとして整備することで、ひとつの施設を多機能化し、活用していく施設群を「複合化」と表しています。</p>	
統廃合	<p>複合化と同様、公共サービス提供の必要性は認められるものの、施設の老朽化や経済性の観点から、同種・同類の施設と統合させ、ひとつの施設(ハコモノ)にまとめることにより、延べ床面積を縮減し、維持費の削減を図っていく施設群を「統廃合」と表しています。</p> <p>また、市民ニーズの変化や民間企業等の進出により、<b>公共サービス</b>提供の観点から機能や役割を終えたと考えられる施設の廃止も含まれます。</p>	
民営化	<p>民間事業者の参入が期待できる場合や、既に民間事業者が運営している状況があることなどを踏まえ、今後、民営化を進めべき施設群について「民営化」と表しています。</p> <p>なお、ここでは、度合いの異なる「民営化」を広く指しており、①施設運営の主要業務の民間委託化、②指定管理者制度の導入、③PPP/PFI手法等による施設の整備・運営、④施設設置・運営の民間移行(民設民営)を「民営化」としています。</p>	<p>下に行くほど民営化が進む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政の直営 → 主要業務の委託化 (民営化)</li> <li>主要業務の委託化 → 指定管理 (PFI手法を含む) (民営化)</li> <li>指定管理 → 民設民営 (民営化)</li> </ul>

## 2. 施設群別マネジメントの方向性(案)について

全文追加

### (1) 施設群別マネジメント全体の方向性

#### ①施設群別マネジメントの今後の方向性について（総括）

この度、審議対象とした16群の施設群別マネジメントの方向性については、市当局案を概ね適正であると判断したが、人口減少や少子高齢化を踏まえた人口動態や市民ニーズを常に把握・分析するほか、行政サービスの質を低下させないように十分配慮した上で、アセットマネジメントに積極的に取り組んでいただきたい。

特に、「高齢者福祉施設」、「障害者福祉施設」等は、セーフティネットとしての機能強化が求められるなど、今後、ますます施設の重要性が高まることが予想されるため、利用者への利便性を考慮した上で、適正な施設配置とするよう努めるとともに、官民連携を図ることで、サービス内容を充実させていただきたい。

また、中山間地域については、施設本来の目的のほか、地域振興の役割も担っていることから、「複合化」、「統廃合」を進める際は、地域の実情を十分考慮した上で、慎重に進めていただきたい。

一方、「産業振興施設」、「駐車場・駐輪場」、「レクリエーション施設」等、民間においても同様のサービス提供をしている施設や、ビジネススペースで運営できる施設については、積極的に民間に売却するなど、民間主導による運営形態（民設民営）に移行するとともに、施設の機能や設備についても見直していただきたい。

更に、民間活力の活用の観点から、指定管理者制度やPFIを積極的に導入するなど、より一層「民営化」を進めるほか、厳しい財政状況を考慮し、施設の維持管理経費の削減にも取り組んでいただきたい。

このほか、施設更新時期に合わせ、近隣施設や他施設などを「複合化」、「統廃合」することになるが、各施設所管課のみで対応することは難しいため、各施設建設年代別やエリア別等で総覧的に整理するなど、効果的・効率的に進めていただきたい。

今後は、以上の点に留意し、アセットマネジメント所管部署を中心に施設所管課が連携を図るなど一体となって取り組むよう努めていただきたい。

#### 施設群一覧

1	高齢者福祉施設	9	スポーツ施設
2	障害者福祉施設	10	レクリエーション施設
3	保健・医療施設	11	文化等施設
4	学校教育施設	12	図書館
5	コミュニティ・生涯学習施設	13	駐車場・駐輪場
6	産業振興施設	14	防災・消防施設
7	市営住宅等	15	庁舎等業務施設
8	児童施設	16	その他施設

**(2) 各施設群別マネジメントの方向性****一部追加****【施設群 1 高齢者福祉施設】**

方向性案の区分記載順は全て統一した。

市当局の利用用途分類のマネジメント案			
1	高齢者生活福祉センター【継続・複合化】	4	世代間交流センター【複合化・統廃合】
2	養護老人ホーム【継続】	5	老人憩の家【複合化・統廃合】
3	老人福祉センター【複合化・統廃合】	6	その他高齢者福祉施設【民営化】

**[1. マネジメントの方向性案について]**

「高齢者福祉施設」については、各利用用途分類とも、市当局が示すマネジメントの方向性案を適正と認める。

**[2. 今後の方向性について]****【総括】**

年少人口や生産年齢人口が減少する一方、高齢人口の割合は増え続けていくことが見込まれており、今後、「高齢者福祉施設」が果たす役割はますます重要になると考えられ、セーフティネットとしての機能強化が求められる。特に、中山間地域については、高齢者へのサービス提供だけでなく、地域振興の役割を担っていることから、「統廃合」や「複合化」する際は、利便性を確保するほか、サービス低下を招かないよう施設配置などに十分配慮いただきたい。一方、社会保障制度の大きな変化により、高齢者へのサービス提供は、行政だけでなく民間参入が期待できる分野もあることから、民間活力を活用するなど、積極的に民間移行を進めていただきたい。

**【各委員からの意見】****(中山間地施設及び利用者への配慮)**

・特に中山間地に設置されている施設は民間参入の可能性が低いことから、継続的な行政サービスに十分配慮するとともに、利用者が高齢者であることを鑑み、施設の「統廃合」、「複合化」を進める際は、施設へのアクセスや利便性についても考慮する必要がある。

**(利便性の向上と最適な再配置)**

・「複合化」する際は、施設単体での問題ではないことから、各々の近隣施設の特性を踏まえ、全体として住民の利便性の向上のために、最も適正な手法を考えていただきたい。

**(民間活力の活用と民間移行の推進)**

・他都市では、公設民営で運営している事例もあることから、民間活力の活用の観点を踏まえ、運営手法についても併せて検討いただくとともに、官民の役割分担を踏まえ、民間参入の可能性がある場合は、民間移行も積極的に推進していただきたい。

・「高齢者生活福祉センター」の提供サービスについて、入所施設は行政が確保すべきセーフティネットであるが、通所の部分は「民営化」も考えられるため、検討いただきたい。

**(既存施設の整理)**

・「高齢者福祉施設」のうち、類似するサービスを提供している施設もあるため「複合化」、「統廃合」を進める際は、既存施設の機能についても整理していただきたい。

## 【施設群2 障害者福祉施設】

一部追加

市当局の利用用途分類のマネジメント案			
1	障害者自立支援・生活介護等施設【継続・民営化】	3	障害児相談・交流施設【継続・民営化】
2	心身障害児支援施設【継続・民営化】	4	障害者歯科保健施設【継続】

## [1. マネジメントの方向性案について]

「障害者福祉施設」については、各利用用途分類とも、市当局が示すマネジメントの方向性案を適正と認める。

## [2. 今後の方向性について]

## 【総括】

「障害者福祉施設」は、その設置目的や性質から社会全体で互助すべき性格のものであり、継続的に必要なサービスを提供することは必要不可欠である。特に、マネジメントの方向性案として「民営化」を提示しているが、むしろ供給不足が実態と考えられるため、「民営化」を進める際は、効率性だけを求めるのではなく、地域や利用者の実情を十分把握した上で、慎重に進めていただきたい。

更に収益性が低く、民間参入が期待できない場合は、行政サービスとして継続させるとともに、民間との連携を図ることで障害者へのサービス内容と施設の情報提供も充実させていきたい。

## 【各委員からの意見】

## (障害者支援の推進)

・「障害者福祉施設」という性質を考慮し、今後、他分野の施設の統廃合等により資金に余剰が出るようであれば、資金的にも人材的にも投資していただきたい。

・「障害者福祉施設」についてもアセットマネジメントを適用することになるが、社会全体として互助すべき性格のものであり、効率化だけを前提に「民営化」を進めるべきではない。個別事情に応じた需要（地域、当事者や支援家族の状況）と供給の実態や他地域の事例、具体的な民設民営施設の事業状況を十分把握した上で、慎重に進めていただきたい。

・障害者自立支援へのサポート等は民間経営の中では、収益性が低く運営に支障が生じる場合があり、行政のサポートが必須であると思われる。民間参入が期待できない分野については、継続事業として、ますますの充実と民間との連携、情報提供等を図っていただきたい。

## (民間活力の活用)

・施設運営については、指定管理者が、その機能を十分発揮できるよう、市の関与を必要最小限にし、指定管理者の自由度を高めるよう検討するべきである。

## (職員の職場環境整備)

・大きな改革はできないと考えるが、献身的に働く施設職員諸氏がもっと働きやすい整備環境を整備していただきたい。



<b>【施設群3 保健・医療施設】</b>
-----------------------

市当局の利用用途分類のマネジメント案			
1	保健福祉センター【継続・複合化・統廃合】	3	診療所【継続・複合化・民営化】
2	急病センター【継続】	4	その他保健・医療施設【継続】

### [1. マネジメントの方向性案について]

「保健・医療施設」については、各利用用途分類とも、市当局が示すマネジメントの方向性案を適正と認める。

### [2. 今後の方向性について]

#### 【総括】

市民の生命・健康の安全を確保するため、「保健・医療施設」が担う役割は大きい。特に、長寿社会が進むにつれ、市民に対し、安心で安全な医療サービスを継続的に提供するために、引き続き行政の果たすべき責任は大きいと言える。しかし、医療施設については、その多くが民間で運営している現状もあることから、今後は行政の役割を十分認識しつつも、民間との協働・連携という仕組みを構築するとともに、民営化できるものについては、積極的に進めていただきたい。

また、マネジメントの方向性案において「保健福祉センター」の「統廃合」、山間地における「診療所」の「民営化」が示されているが、具現化できるのか疑問が残るため、サービス低下を招かないよう十分に配慮されたい。

#### 【各委員からの意見】

##### (利用者への配慮)

・保健福祉センターや医療施設については、「統廃合」、「複合化」を進めていただきたいが、その際は、利用者に不便が生じないように、アクセスや利便性に十分配慮していただきたい。

##### (民間との連携)

・「保健・医療施設」において、民間参入が期待できる分野は、積極的に「民営化」を進めていただきたい。

・マネジメントの方向性案について診療所（山間地における医療サービスの提供）の「民営化」や、「保健福祉センター」の「統廃合」が示されているが、具現化できるのか疑問が残る。「民営化」を進める際は、民間との連携を図り、サービス低下を招かないよう慎重に進めていただきたい。

##### (施設の活用・情報発信への取組)

・健康長寿社会が進むにつれ、市民に対し、「保健・医療施設」の活用を進めることや、施設の充実、情報発信は行政の責務であるため、積極的に取り組んでいただきたい。

**【施設群4 学校教育施設】****全文追加**

市当局の利用用途分類のマネジメント案			
1	小学校【継続・複合化・統廃合】	4	給食センター【継続・民営化】
2	中学校【継続・複合化・統廃合】	5	青少年育成施設【統廃合】
3	高等学校【継続・複合化】	6	その他教育関連施設【継続・複合化】

**[1. マネジメントの方向性案について]**

「学校教育施設」については、各利用用途分類とも、市当局が示すマネジメントの方向性案を適正と認める。

**[2. 今後の方向性について]****【総括】**

人口減少や少子化が進む中、「学校教育施設」のアセットマネジメントは非常に重要な取組といえる。特に、現在、検討されている小中一環教育の必要性と学校施設の「統廃合」は、密接に関係するため、今後、アセットマネジメントを進める際は、施設の再配置だけでなく、学校教育の更なる充実を念頭に、地元や保護者の意見などを十分考慮した上で、慎重に進めていただきたい。

また、旧静岡市域では、給食センター化を進めてきた経緯があるが、児童・生徒が減少傾向であることを踏まえ、経済性・効率性を重視し、既存施設の有効活用と適正配置、適正規模とするよう施設の再整備計画を構築するほか、経営効率の観点から、今後は、更にPFIの導入を推進するなど、積極的に民間活力を活用するよう取り組んでいただきたい。

このほか、自然の家や野外センターなどは、合併により施設数が増える一方、利用率の低い施設も見受けられる。積極的に「統廃合」を進めることで、利用率の向上と維持管理コストの削減に取り組んでいただきたい。

なお、小・中学校については、現在設置されている「市小中一貫教育の在り方協議会」において、今後の方向性が検討されるため、当審議会における意見も参考に慎重に進めていただきたい。

**【各委員からの意見】****(小中一環教育との連携・学校教育の更なる充実)**

・小中一貫教育を視野に入れ、学校教育を更に充実させるとともに、地元や保護者の意見を踏まえた上で、「統廃合」を進めていただきたい。

・学校教育とは、施設の数や配置だけの問題ではないため、教育の質の向上、教師の育成・支援なども含め、学校教育全体をより充実させるよう取り組んでいただきたい。

**(人口減少・少子化を踏まえた施設整備)**

・少子化の進行を踏まえ、給食センターを再整備する際は、既存施設の有効活用と適正配置、適正規模とするよう取り組むほか、更にPFI導入を推進するなど民間活用を活用していただきたい。

また、自然の家などについても、「統廃合」を進め、適正配置・適正規模とし、経済性・効率性を高めていただきたい。

**(その他)**

・「特別支援センター」は、支援員の配置が最も重要である。教員の多忙化が問題視される中、生徒の支援に対し、とりこぼしが無いよう適切に取り組んでいただきたい。

一部変更

## 【施設群5 コミュニティ・生涯学習施設】

## 市当局の利用用途分類のマネジメント案

1	生涯学習施設【継続・複合化・統廃合】	2	市民活動・男女共同参画施設【複合化・統廃合】
---	--------------------	---	------------------------

## [1. マネジメントの方向性案について]

「コミュニティ・生涯学習施設」については、市民サービスの公平性、男女共同参画推進の観点から「市民活動・男女共同参画施設」の方向性案に「継続」を加えていただきたい。

また、「生涯学習施設」は、民間企業とサービス内容が類似する事業もあるため、方向性案に「民営化」を加えていただきたい。

## [2. 今後の方向性について]

## 【総括】

「コミュニティ・生涯学習施設」は、市民の自発的な学習活動やNPO等の市民活動、女性をとりまく諸問題を解決するため、各種講座や相談・支援サービス等を提供しており、その目的や性質を考慮し、行政が主体となり運営している。サービス提供の内容によっては、民間のカルチャーセンターなどと類似する部分もあることから、将来的には「民営化」の可能性も含め、段階的に検討していただきたい。一方、女性を取り巻く環境が充実しているとは考えにくく、そのような中、「女性会館」が旧静岡市域のみに設置されているため、公平性や利便性の観点から、各施設の「統廃合」、「複合化」を進める際は、**市全体のバランスを考慮した施設の再配置を検討いただきたい。**  
~~旧清水市域（由比町・蒲原町含む。）においても同様の機能を持たせることも検討いただきたい。~~

## 【各委員からの意見】

## （民営化の検討）

・「生涯学習施設」については、提供するサービスの内容が民間のカルチャーセンター等と似ている部分があるので、将来的には「民営化」の可能性も含め、検討いただきたい。

## （男女共同参画の推進）

・女性を取り巻く環境は決してよくなっているわけではない。そのような中、「女性会館」が旧静岡市域のみ設置されており、旧清水市域（旧由比町・旧蒲原町含む。）に住む女性は非常に利用しにくい。また、公平性という観点から、旧清水市域にも同様の機能を持った施設も必要であると考えられるため、今後は、旧清水市域にある既存の施設に女性会館の機能を持たせることも検討いただきたい。

・他都市では、合理化という名目のもと「女性会館」を廃止した事例があるが、現在では、男女共同参画の理解が進み、女性の防災などについて、行政も積極的に支援し、共同事業を行うなど、施設の必要性が改めて見直されていることから、アセットマネジメントを進める際は、他都市の失敗事例も十分考慮いただきたい。

## （統廃合の検討・実態把握と分析）

・「はーとぴあ清水」に「ボランティア・市民活動センター清水」があり、「市民活動センター」と業務内容が重複していると考えられるため、「はーとぴあ清水」との統合も検討いただきたい。

・「市民活動センターは、行政、営利組織では対応できない領域を担う」とあるが、現実には必ずしもそうではないため、実態を把握した上で、進めていただきたい。

<b>【施設群6 産業振興施設】</b>
----------------------

市当局の利用用途分類のマネジメント案			
1	中小企業支援施設【統廃合・民営化】	3	都市山村交流センター【継続・複合化】
2	勤労者福祉センター【統廃合・民営化】	4	その他産業振興施設【複合化・統廃合・民営化】

### [1. マネジメントの方向性案について]

「産業振興施設」については、各利用用途分類とも、市当局が示すマネジメントの方向性案を適正と認める。

### [2. 今後の方向性について]

#### 【総括】

「産業振興施設」は中小企業・起業者等への支援、地域産業の振興に資する各種支援サービスの提供、都市住民と中山間地域住民の交流の場の提供等を行っているが、施設の目的や性質、利用実態を考慮し、サービスの提供、施設存続の必要性を検証した上で、積極的に「統廃合」、「複合化」を進めていただきたい。特に、ビジネススペースで運営できる場合は、できる限り民間企業に移行するとともに、施設の継続が既得権益になっている場合などは、積極的に見直す必要がある。

また、施設の認知度に大きな差があり、多くの方に広く利用されるよう、PR手法を再検討するとともに、設置当初の目的が達成されない場合は、民間の感覚や経験等を活用するなど、目的の実現に向け、積極的に取り組んでいただきたい。

#### 【各委員からの意見】

##### (民間活力の活用)

・ビジネススペースで運営できる場合は、できる限り民間に移行すべきである。中山間地域の施設はビジネススペースに乗らないことも多く、支援が必要だが、既得権益として継続しているものは見直す必要がある。

・施設の有効活用、目的実現のため、民間の感覚や経験を活用し改善する必要がある。採算性を問わず、多額の経費を投入するだけでは改善されないため、プロデューサーなどを民間から招聘するほか、NPOの活用なども検討いただきたい。

・施設の認知度に大きな差があり、広く利用してもらうよう認知度を高めることが必要である。「安倍ごころ」などは利活用の方法を深めれば面白い施設であるため、民間の感覚・手法を採り入れ、是非、認知度を高めるよう、取り組んでいただきたい。

##### (施設の継続性の検討)

・サービスの提供や施設のあり方を再検討することが重要であり、施設の有効活用の視点と、そもそも施設が必要があるのかという、両方の視点を併せ持つ必要がある。

<b>【施設群7 市営住宅等】</b>
---------------------

市当局の利用用途分類のマネジメント案			
1	市営住宅【継続・統廃合・民営化】	3	寄宿舍【継続・統廃合・民営化】
2	職員住宅【継続・民営化】		

**[1. マネジメントの方向性案について]**

「市営住宅」については、各利用用途分類とも、市当局が示すマネジメントの方向性案を適正と認める。

**[2. 今後の方向性について]**

**【総括】**

「市営住宅」は、アセットマネジメント基本方針における対象施設のうち約20%（総面積）を占めているほか、同様のサービスを提供する「県営住宅」や、民間企業のアパートも存在している。

これらを踏まえ、入居者のセーフティネットを確保しつつも、積極的に民間物件を活用することで、「民営化」、「統廃合」を進めていただきたい。

中山間地域にある「寄宿舍」は中山間地の活性化の側面もあるため、優遇策等も含め検討いただきたいが、現在、寄宿舍の利用者がいないことや、今後も利用者が数人程度で推移することが見込まれるため、必要規模の一軒家を借上げるなど、施設の必要性とコストパフォーマンス、見守りの観点から、最適な手法を取り入れていただきたい。

**【各委員からの意見】**

**（職員住宅の必要性）**

・峰山小学校教の職員住宅は、他の中山間地域に比べ、地理的条件が更に厳しいことがあげられるため、将来的に見ても「民営化」は難しいと考えられる。効率性は悪いかもしれないが、「継続」なども視野に入れ検討いただきたい。

**（中山間地振興と効率性）**

・山間部にある寄宿舍等は中山間地の活性化という役割も担っている。コストパフォーマンスの問題もあるが、優遇策等も含め、検討いただきたい。

・寄宿舍が定員40名に対し、現在の利用者数は0人である。将来的にも数人程度で推移する予測であるならば、数人が生活できる規模の一軒家を借りた方が効率的なため、検討いただきたい。

・「寄宿舍」には、未成年者の見守り等の観点から単なるアパートでの対応は難しいと考えられ、「民営化」の方向性について疑問を感じるため、慎重に検討いただきたい。



**【施設群8 児童施設】**

市当局の利用用途分類のマネジメント案			
1	こども園(旧保育所)【継続・統廃合・民営化】	4	子育て支援センター【継続・複合化・統廃合】
2	こども園(旧幼稚園)【継続・統廃合・民営化】	5	児童館【継続・複合化・統廃合】
3	児童クラブ【継続・複合化・統廃合】		

**[1. マネジメントの方向性案について]**

「児童施設」については、各利用用途分類とも、市当局が示すマネジメントの方向性案を適正と認める。

**[2. 今後の方向性について]****【総括】**

「児童施設」は、小学校就学前の教育・保育の一体的な提供、昼間仕事等で保護者が家にいない家庭の小学生の預かり、親子の交流を深める場の提供などを行っているが、待機児童問題を抱える現代において、働く母親等のサポート体制を構築する意味でも、行政・民間が連携し、これらの課題を早急に解決することが望まれる。特に、こども園については、老朽化が進行し多額の維持管理経費を要するため、待機児童解消を最優先事項としつつ、地域の教育・保育の需給状況や民間施設の整備状況を踏まえた上で、積極的に「統廃合」、「民営化」を進めていただきたい。

この際、保育教諭と利用者の意識などの違いによる子どもへの影響も懸念されることから、施設の問題だけでなく、質の高いサービス提供についても併せて検討いただきたい。

また、既存の「児童クラブ」「児童館」の運営についても、利用できる範囲を拡大し、利便性を向上させるほか、民間で手本となる運営方法を取り入れる等、効果的な運営手法についても積極的に検討いただきたい。

**【各委員からの意見】****(統廃合・民営化の推進)**

・こども園については、待機児童解消を最優先とし、民間の整備状況を踏まえた上で、「統廃合」、「民営化」を進めていただきたい。特に清水区は、施設数が多いので早急に検討を行い、取組を進めていただきたい。

・待機児童問題を抱える中でこども園については合理的、適正と思われるが、保育教諭と利用者(保護者)の意識や捉え方の違いで子ども達に影響がないか気になるところである。また、少子化が進む中、より質の高いサービスが求められているため、「統廃合」、「民営化」を進める際は、サービス向上にも取り組んでいただきたい。

**(施設サービスの充実)**

・働く母親を少しでもサポートできる体制づくりを構築するなど、公的児童施設を充実するとともに、児童クラブについては、小学校高学年まで利用できるよう施設整備を検討するべきである。

・児童館においては利用者数の減少をどう捉えるかで「統廃合」、「複合化」の方向性が決まるため、目的とターゲットを明確にし、よりよい施設運営を望む。また、市内にできた民営の児童施設は有料だが、子育ての母親たちの間でかなり話題になっているため、施設運営のヒントを得るなど、サービス向上に努めていただきたい。

<b>【施設群9 スポーツ施設】</b>
----------------------

<b>市当局の利用用途分類のマネジメント案</b>	
---------------------------	--

1	スポーツ施設【継続・統廃合・民営化】
---	--------------------

**[1. マネジメントの方向性案について]**

「スポーツ施設」については、他施設との機能統合も可能であると考えられるため、マネジメントの方向性案に「複合化」を加えていただきたい。

**[2. 今後の方向性について]****【総括】**

「スポーツ施設」は、市民のスポーツ、レクリエーションの振興、スポーツ教室の企画・運営等を推進するため、幅広い分野の各種目に対応するための施設として、サービス提供を行っているが、その性質によっては、民間でも同様のサービス提供を行っているものも見受けられる。今後は、民間施設との役割分担を明確にするとともに、民間サービスと重複するものについては、「統廃合」、「民営化」を進めていただきたい。

また、マネジメントの方向性案に「複合化」が示されていないが、他施設との機能統合が可能であるならば、「複合化」も進めていただきたい。

その際、施設更新時期に合わせ、「複合化」することになるが、各施設所管課で対応することは、現実的に難しいため、各施設建設年代別やエリア別等で総覧的に整理するなど、施設の状況を十分把握した上で、進めていただきたい。

**【各委員からの意見】****(官民の役割分担)**

・施設によっては、民間においても同様の施設があるため、官と民の役割分担が必要である。

**(複合化の検討)**

・マネジメントの方向性案に「複合化」が示されていないが、他施設との機能統合が可能であるならば、「複合化」を進めていただきたい。

・「複合化」の際は、施設更新時期に合わせ、近接施設や他施設と統合することになるが、各施設所管課で対応しては、いつまでも実現することは難しいと考えられるため、建設年代別やエリア別等で総覧的に整理するなど、効率的・効果的に進めていただきたい。

<b>【施設群10 レクリエーション施設】</b>
---------------------------

市当局の利用用途分類のマネジメント案	
1 観光施設【継続・統廃合】	2 キャンプ場【統廃合・民営化】

**[1. マネジメントの方向性案について]**

「レクリエーション施設」については、民間参入が期待できることから、「観光施設」の方向性案に「民営化」を加えていただきたい。

**[2. 今後の方向性について]****【総括】**

「レクリエーション施設」には、市民の健全な余暇利用や福祉の増進の場の提供などを目的とする「山小屋」、「温泉」、「キャンプ場」などがあるが、民間参入が期待でき、商業ベースで運営が可能と思われる施設もあるため、民間への施設譲渡も含め、積極的に「民営化」を進めていただきたい。この際、観光客誘致は市の役割、施設運営は民間で行うなど、「官民の役割分担」を踏まえた運営手法を再検討していただきたい。

また、山間部の施設は、中山間地域の振興という役割も担っており、現在も地元の協議会で運営している施設もあるため、今後も行政と地域住民が協力し、官民連携による施設運営を推進するとともに、賑わい創出にも努めていただきたい。

**【各委員からの意見】****(民間移行の推進)**

- ・商業ベースで施設運営が可能な施設は、できる限り民間に移行するよう検討いただきたい。
- ・観光施設こそ「民営化」を考えていただきたい。観光客を誘致するのは市の役割、施設は民間で運営することも考えられる。現在、観光施設は民間事業所があり、ある程度受入態勢も構築されているため、積極的に「民営化」を進めていただきたい。特に「ゆ・ら・ら」などについては、民間参入も期待できるため、施設譲渡も含め、検討いただきたい。

**(中山間地域の振興)**

- ・今後、南アルプス方面の賑わいを創出していくという考えであるならば、それを念頭にできるだけサービスを充実するよう取り組んでいただきたい。また、無人の避難小屋などについても、利用実態をできる限り把握するよう努めていただきたい。

- ・中山間地域においては、地元で協議会を立ち上げ運営している現状もある。今後、中山間地域の振興を考える際、地元団体と協力するなど、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）も視野に入れた「民営化」を検討いただきたい。

**(環境への配慮)**

- ・鉄道開発などにより、南アルプス付近の自然環境破壊が懸念される。山小屋の運営も含め、自然環境に影響がないよう配慮いただきたい。



<b>【施設群 1 1 文化等施設】</b>
------------------------

市当局の利用用途分類のマネジメント案			
1	劇場・ホール【継続】	3	文化財施設【継続】
2	博物館・展示施設【継続・統廃合】	4	動物園【継続】

### [1. マネジメントの方向性案について]

「文化等施設」については、今後も PFI の導入などを視野に入れ検討する必要があるため、「劇場・ホール」、「博物館・展示施設」、「動物園」の方向性案に「民営化」を加えていただきたい。

### [2. 今後の方向性について]

#### 【総括】

「文化等施設」は、市民自身の発表、芸術・文化財の鑑賞、展示動物の鑑賞、動物を通じた教育の場などを提供しており、「継続」、「統廃合」をマネジメントの方向性案としているが、アセットマネジメントを進める際は、PFI の導入なども視野に入れ検討するべきである。

また、利用率がかなり低い施設も見受けられるため、今後は、市の方向性で示す、インバウンドの拡大を含めた広域的観点から利用者数を増加させるとともに、教育的観点も踏まえ、部局横断的な側面からも利用率の向上に取り組んでいただきたい。

なお、現在、清水文化会館は PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）で運営しており、今後も同手法を活用することが考えられるが、民間ではコンソーシアム（共同事業体）を構築するほか、プレゼンテーション費用の負担などの面で課題があり、今後、参入障壁となることも懸念される。

今後は、「官民連携」を進める際は、行政・民間の双方にメリットが生じるような工夫も検討いただきたい。

#### 【各委員からの意見】

##### （民間活力の活用）

・文化施設等は他都市でも PFI で建設している事例も見られるため、将来、施設を「統廃合」、「継続」するにしても、PFI の導入を一度視野に入れ検討するべきである。

・PFI の調査で、机上論的には行政にメリットがあるが、実際に民間企業ではコンソーシアムを構築するほか、プレゼン費用を負担するなど非常に苦労している。PFI を進めていくことは賛成だが、民間のことも考慮しながら、進める必要がある。

・民間で運営する文化財施設もあるため、今後は、民間のノウハウや運営手法についても、採り入れていくことも検討いただきたい。

##### （施設の利用者数・利用率の向上）

・「博物館」、「動物園」の方向性案にインバウンドの拡大とあるため、今後は、海外からの利用者を増加させるよう取り組んでいただきたい。また、広域的観点から利用率向上を図るだけでなく、教育的観点の目的を併せ持つ施設もあるため、部局横断的に連携し、利用率向上を図っていただきたい。

【施設群 1 2 図書館】
---------------

市当局の利用用途分類のマネジメント案	
1	図書館【継続・複合化】

## [1. マネジメントの方向性案について]

「図書館」については、市当局が示すマネジメントの方向性案を適正と認める。

## [2. 今後の方向性について]

## 【総括】

図書、記録その他必要な資料を収集・整理・保存するとともに、一般公衆の利用に供する場を提供するため、「図書館」を運営しており、今後もより一層、市民の教養・調査・レクリエーション等に役立つ図書館運営は重要であるため、特に「複合化」する際は、利用者への利便性や利用率の向上が図られるよう配慮いただきたい。

また、現在も移動図書館を実施しているが、利用実態や必要性を十分調査した上で、各関係機関と連携・協力し、内容を充実させることも検討いただきたい。

更に、近年、情報通信技術が急速に発展したことで、電子書籍が普及している状況であるため、利便性や費用対効果等を考慮した上で、新たな情報通信機器を採用についても検討いただきたい。

このほか、他都市においては、図書館に指定管理者制度を導入し、民間企業とタイアップした新しい運営形態を導入している事例も見受けられるが、民間運営については、さまざまな問題点もあげられるため、再度民間運営の導入を検討する場合は、利用率や利便性の向上、利用者数の増加、利便性の向上、費用対効果等を総合的に勘案していただきたい。

## 【各委員からの意見】

## (利用者数の増加・利用率の向上)

・ 県立こども病院の図書室は非常に充実しているため、大規模なものでなくとも、市立病院の小児科等への移動図書館等の実施を検討していただきたい。

・ 御幸町図書館の立地や建物の特徴から中心市街地の活性化事業や民間企業（団体）等と連携し、利用率の向上につなげていただきたい。また、中山間地域の市民が図書館に触れる機会が増えるよう努力していただきたい。

## (新たな運営方法の検討)

・ 他都市では民間に図書館運営を任せた事例があるが、面白い取組である一方、さまざまな問題があることも事実であるため、新たな運営手法の1つとして認識いただきたい。

・ 近年、電子書籍の普及に伴い、本を揃えるのではなく複数のディスプレイで読むことを可能にするという提供方法も考えられるため、検討いただきたい。

・ ITは書籍検索には不可欠なので、利用を進めていただきたいが、子ども達はスマートフォンやパソコンに集中しすぎる傾向があるため、ゆったりと読書できるような環境整備をしていただきたい。

・ 今後は、市民の利用実態をより把握するなど、マーケットリサーチを進めていただきたい。

<b>【施設群 1 3 駐車場・駐輪場】</b>
--------------------------

<b>市当局の利用用途分類のマネジメント案</b>	
1	駐車場・駐輪場 駐輪場【継続】、駐車場【統廃合・民営化】

**[1. マネジメントの方向性案について]**

「駐車場・駐輪場」については、指定管理者制度等、民間活力の活用の観点から「駐輪場」の方向性案に「民営化」を加えていただきたい。

**[2. 今後の方向性について]****【総括】**

道路交通の円滑化と市民の利便に寄与する場として、「駐車場・駐輪場」を運営しており、他都市では「駐輪場」に指定管理者制度を導入する事例も多数見受けられるほか、「駐車場」については、収益性が確保できることから、民間でも運営している状況である。

このため、「駐輪場」については、より一層、指定管理者制度を導入するなど「民営化」を推進するとともに、「駐車場」については、積極的に売却することで、民間移行を進めていただきたい。

また、稼働率の低い「駐輪場・駐車場」については、適切な運営方法を含め、施設のあるべき形態についても併せて検討いただきたい。

このほか、市内においても「駐輪場」は整備されているが、現在も放置自転車が多い状況である。まちづくりの観点からも非常に大きな問題であるため、特に市街地における土地や空間を有効活用するなど、円滑な道路交通を確保するよう努めていただきたい。

**【各委員からの意見】****(民営化の推進)**

・他都市では「駐輪場」に指定管理者制度を導入している多くの事例もあるため、より一層、指定管理者制度の導入を推進するとともに、収益性が確保できる「駐車場」は、民間でも運営主体となり得るため、積極的に売却を進め、「民営化」を進めるべきである。

**(運営手法の検討)**

・稼働率の低い駐車場・駐輪場は適切な運営方法を含め、あるべき形態について検討いただきたい。

**(更なる交通対策)**

・市内でも駐輪場は整備されているが、相変わらず放置自転車が多い。まちづくりの観点からも非常に大きな問題であるため、土地や空間を有効活用するなど、円滑な道路交通を確保するよう努めていただきたい。

・東京五輪などのイベントを控え、インバウンド企業が進出し、外国人も来静する可能性が増えることと予測されるが、駅周辺の放置自転車が未だに多い状況である。今後は、ハード（駐輪場の構造等の検討）・ソフト（管理及び取締り）の両方の手段で検討し、駅周辺から放置自転車がなくなる努力していただきたい。

・放置自転車対策を進め、「自転車によるまちづくり」と矛盾しないよう、さらなる整備に力を入れていただきたい。

<b>【施設群14 防災・消防施設】</b>
------------------------

<b>市当局の利用用途分類のマネジメント案</b>	
1	防災・消防庁舎【継続・複合化】

**[1. マネジメントの方向性案について]**

「防災・消防施設」については、市当局が示すマネジメントの方向性案を適正と認める。

**[2. 今後の方向性について]****【総括】**

「消防施設」は、火災から市民の生命、身体及び財産の保護するほか、災害等による被害の軽減、傷病等の救急患者の搬送等の役割を担っており、その目的や性質から、極めて重要な施設である。

このため、「継続」「複合化」する上では、市民の生命や安全を最優先することを念頭に、充実した施設整備と最適な施設運営を目指していただきたい。また、山間地においては、高齢化や人口減少が進んでいるため、人口動態に合わせた施設規模が適正と考えられるが、自然災害や住民の高齢化の比率なども考慮した上で、施設整備を進めていただきたい。

また、他都市においては、「消防施設」に「学童児童所」を併設している事例もあるため、移転立替検討中の施設については、可能な限り「複合化」を検討し、維持管理コストの削減に努めていただきたい。

**【各委員からの意見】****(最適な施設整備の推進)**

・市民の生命や安全に直結する施設事業であるため、「継続」、「複合化」をする際、更に充実した施設を目指していただきたい。また、高齢化が進む山間地などは人口数に合わせた施設規模となるが、自然災害や住民の高齢化の比率も考慮した上で、最適な施設整備と施設運営を進めていただきたい。

**(効率的な施設運営)**

・他都市では、「消防施設」に「学童児童所」を併設している所もあるため、移転立替検討中の施設については、早急に対応するなど、可能な限り「複合化」を検討していただくとともに、維持管理コストの削減を推進していただきたい。

**(その他)**

・「消防施設」には、「救急車」の活動も含まれており、火災や災害だけが消防活動だけでなく、急病人の搬送など、人命救助も重要な活動であるため、提供サービスの視点に加えた上で、施設整備を検討いただきたい。

・市内の「消防施設」は、国民全体ではなく、主に市民に対して、サービスを提供していることから、提供サービスの対象者を修正いただきたい。

**【施設群15 庁舎等業務施設】**

市当局の利用用途分類のマネジメント案			
1	本庁舎【継続・複合化】	3	書庫・倉庫【複合化・統廃合】
2	支所・出先事務所【複合化・統廃合】		

**[1. マネジメントの方向性案について]**

「庁舎等業務施設」については、各利用用途分類とも、市当局が示すマネジメントの方向性案を適正と認める。

**[2. 今後の方向性について]****【総括】**

各種相談業務等に対する公共サービスの提供、災害時等の活動拠点のほか、職員の執務室等として、「庁舎等業務施設」を保有しており、これまで、合併等により市域が広域となったことや、地域住民に対する行政サービスの必要性から、設置目的やサービス内容を考慮し、各々整備されてきたが、維持管理費や施設の老朽化に伴う修繕費に多額の経費を要しており、今後、増加することが見込まれている。

このため、今後は必要な行政サービスの提供と、利便性等を確保した上で、できる限り施設を「統廃合」「複合化」し、集約するとともに、維持管理コストの削減に取り組んでいただきたい。

また、エレベーターやトイレなどの施設内設備については、安全性や機能性を高めるよう必要な整備を進めるとともに、衛生上の観点から常に良好な状態とするよう努めていただきたい。

**【各委員からの意見】****(維持管理コストの削減)**

・市民サービス及び利便性を確保した上で、「統廃合」「複合化」を進め、庁舎等の機能維持管理コストの削減を推進していただきたい。

**(施設機能と利便性の向上)**

・静岡庁舎、清水庁舎等のエレベーター及びトイレ等の抜本的改修を行い、施設機能と利便性を向上させる必要がある。



**【施設群16 その他施設】**

市当局の利用用途分類のマネジメント案			
1	清掃・処理施設【継続・統廃合】	4	看護専門学校【継続・統廃合】
2	斎場【継続】	5	児童相談所【継続】
3	霊園【継続・民営化】	6	その他【継続・統廃合】

**[1. マネジメントの方向性案について]**

「その他施設」については、民間活力の活用、民間委託化の推進の観点から「清掃・処理施設」、「斎場」の方向性案に「民営化」を加えていただきたい。

**[2. マネジメントの方向性案について]****【総括】**

市民生活を支える基盤施設として「清掃・処理施設」、「斎場」、「霊園」、「児童相談所」等を管理・運営しており、施設の設置目的や性質から今後も施設の継続性は高いと思われる。

しかし、「清掃・処理施設」や「斎場」等は、他都市においては、民間委託化している事例もあるため、民間活力の観点や効率性、コスト面等からメリットがある場合は、積極的に導入するよう検討いただきたい。

また、「清掃・処理施設」は多額の維持管理経費が必要であるため、適正な施設数と施設規模とするよう見直すことで、維持管理経費の縮減に取り組んでいただきたい。

更に、施設によっては、設置当初の役割を果たしており、活用されていない施設も見受けられるため、早急に「統廃合」するよう進めていただきたい。

**【各委員からの意見】****(民間活力の活用)**

・「清掃・処理施設」については、現在、民間事業所もあるため、民間委託化を進めていただきたい。

・「斎場」については、民間活力を活用した運営コストの縮減を図ることも考えられるため、民間委託化についても、検討いただきたい。

**(維持管理経費の削減)**

・「清掃・処理施設」は、多額の維持管理費を要するため、積極的に経費の縮減に取り組んでいただきたい。また、「斎場」については、施設の機能の見直しも併せて検討いただきたい。

**(施設の統廃合の検討)**

・「井川大日畜舎」及び「池田作業所」は当初の設置目的としては活用されていない施設であるため、早急に「統廃合」するよう検討いただきたい。

**(その他)**

・「その他」に「公文書館」が含まれているが、歴史的公文書を保管する施設と考えられるため、「施設群15 庁舎等業務施設」に分類するよう検討いただきたい。

**【第2章】学校給食のあり方**

# **【第2章】**

# **学校給食のあり方**

## 【第2章】学校給食のあり方

### 1. 学校給食の現状

#### (1) 学校給食の沿革

##### ◆ 旧静岡市

- 昭和 22 年 部分給食開始（一部小学校）
- 昭和 26 年 全市立小学校完全給食実施
- 昭和 41 年 小学校、中学校ともにセンター方式による整備を決定  
（「小学校調理室の老朽化」、「中学校完全給食の早期実現」を解決するため）
- 昭和 45 年 南部学校給食センター開設 → この後各センターを順次開設
- 昭和 48 年 旧静岡市全校完全給食実施

##### 【配置の特徴】

市街地を取り囲むように 1 万食規模の大規模センターを、山間地に中小規模のセンターを配置。小学校、中学校ともに原則センター方式。梅ヶ島小・中学校のみ自校方式（親子方式）

##### ◆ 旧清水市

- 昭和 22 年 自校方式による給食開始（一部小学校）
- 平成 9 年 庵原学校給食センター開設
- 平成 11 年 市長から、清水市行政改革推進審議会に対し、「学校給食の運営管理のあり方に関する  
こと」について諮問
- 平成 12 年 清水市行政改革推進審議会が、「学校給食の運営管理のあり方について」市長に答申  
中学校で校外調理方式による給食が始まる

##### 【配置の特徴】

市街地の小学校は自校方式、中学校は校外調理方式。郊外にセンターを配置。

##### ◆ 旧由比町

- 昭和 34 年 由比中で牛乳・パンによる給食開始（以降順次小学校でも開始される）
- 昭和 43 年 由比町学校給食センター開設（平成 11 年改築）  
由比中・由比小・由比北小で完全給食開始

##### ◆ 旧蒲原町

- 昭和 23 年 蒲原小学校で週 3 回のミルク給食を開始
- 昭和 31 年 蒲原西小、東小 順次完全給食実施
- 昭和 49 年 蒲原中学校で完全給食実施

##### ◆ 新静岡市（平成 15 年～）

- 平成 18 年 清水地区学校給食検討委員会から提言を受ける
- 平成 20 年 老朽化が進んだ旧清水市の小学校 2 校（清水飯田東小・清水有度第二小）の給食提供  
方式をセンター方式とする（中吉田学校給食センターから提供）
- 平成 22 年 両河内学校給食センター開設
- 同年 西島学校給食センターを PFI 方式（本市初）で建替（旧南部学校給食センター）



**(2) 学校給食提供の現状**

◆給食提供方式と提供数（H27年5月1日現在）

- ① 学校給食センター 10施設（休止1）                    96校    38,574食／日
- ② 単独校調理場（親子方式含む）                    22校    9,756食／日
- ※親子方式・・・調理場を持つ自校方式の学校が、調理場を持たない学校の給食調理も行い  
提供する方式で、自校方式とセンター方式の中間形態
- ③ 校外調理委託    11校    3,179食／日

◆提供方式別給食・調理風景

（センター方式）



（自校方式）



（校外調理方式）



◆提供方式別学校数内訳(平成27年5月現在)

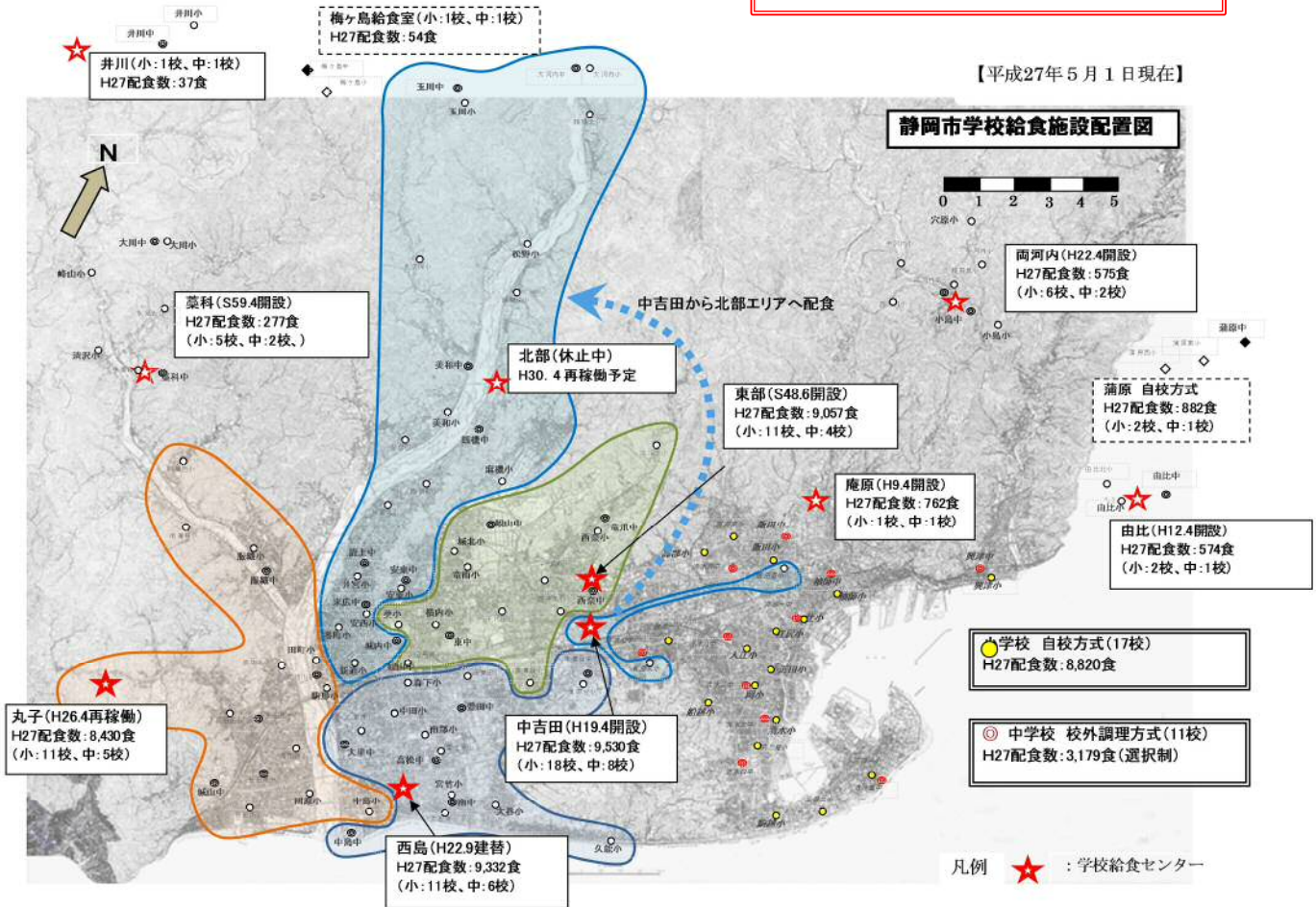
	葵区・駿河区		清水区 (由比・蒲原除く)		清水区 (由比・蒲原)		計
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	
共同調理場方式 [センター方式]	55校	26校	9校	3校	2校	1校	96校
単独校調理場方式 [自校方式] (親子方式含む)	(1校)	(1校)	17校		2校	1校	22校
校外調理委託方式 [校外調理方式]				11校			11校
計	56校	27校	26校	14校	4校	2校	129校

\* 3つの方式は、市町合併の名残り

- ・旧静岡市 センター方式+親子方式
- ・旧清水市 自校方式+校外調理方式
- ・旧蒲原町 自校方式
- ・旧由比町 センター方式

(配置図)

配置図は今後修正予定





**(3) 学校給食の課題 (清水区内の自校方式・校外調理方式)**

**◆清水区内の自校方式の課題**

**①建物及び調理設備の経年劣化**  
(給食施設の建設時期)

	自校方式		センター方式	
	No.	単独調理校名	No.	センター名
昭和41年 8月	1	蒲原西小		
昭和45年 6月	2	清水駒越小		
昭和46年 1月	3	清水興津小		
昭和48年 6月			1	東部センター
昭和49年 1月	4	蒲原東小		
昭和49年 1月	5	蒲原中		
昭和49年 3月	6	清水不二見小		
昭和50年10月	7	清水高部小		
昭和52年 4月	8	清水船越小		
昭和52年11月	9	清水入江小		
昭和53年12月	10	清水小		
昭和55年 1月	11	清水江尻小		
昭和56年 2月	12	清水有度第一小		
昭和57年 3月	13	清水高部東小		
昭和58年12月	14	清水岡小		
昭和60年 2月	15	清水三保第一小		
昭和60年10月	16	【親子】梅ヶ島給食室		
昭和61年12月	17	清水飯田小		
平成01年 3月	18	清水浜田小		
平成02年 3月	19	清水袖師小		
平成04年 3月	20	清水三保第二小		
平成06年12月	21	清水辻小		

清水区内の小学校調理場 20 施設すべてが 20 年以上経過し、うち 15 施設が 30 年以上経過しているため、様々な問題が生じている。

(問題点)

- ・耐震施設ではない
- ・壁のはがれ、配管のさび等による異物混入のおそれがある
- ・網戸のすきま、躯体のひび等による害虫侵入のおそれがある
- ・施設及び備品の修繕費用が年々増加する
- ・機器の自動化が図れず、マンパワーに頼っている
- ・調理可能な献立に制約がある



## ② 衛生管理基準への対応

(問題点)

- ・ドライシステム化になっていない
- ・汚染作業区域、非汚染作業区域等の区分が明確でない
- ・空調設備がなく適切な温度管理がむずかしい
- ・アレルギー対応がむずかしい



### ◆校外調理方式の課題

#### ① 給食への不満

- ・食品の衛生管理上、おかずを冷ましてから運搬・提供しているが、おかずが冷めていることへの不満が、生徒からのアンケート結果で見られる。(詳細は[参考資料 P38]アンケート結果のとおり)

#### ② 生徒全員に提供していない(選択制)

- ・旧清水市が、校外調理方式を導入した時、給食か、家庭から持参するお弁当か、を選択できる方針をとり現在まで続いている。(平成27年5月で喫食率67.4%)
- ・全員給食でないため、給食を生きた教材とした食育指導がしにくい。

## 2. 今後の学校給食について

全文追加

### (1) 給食提供方法の方向性

#### 【前提】

平成 18 年 1 月、「清水地区学校給食検討委員会」から、「清水地区における学校給食施設整備等の検討委員会結果について」の提言を受け、同年 11 月に庁議（市の意思決定機関）において、清水地区の自校方式（小学校）、校外調理方式（中学校）をセンター方式に統一する方針が決定された。

庁議による意思決定後、旧清水区小学校 2 校をセンター方式へ変更するほか、両河内センターを開設したが、その後は、既存の給食センターの老朽化の対応などを最優先してきたため、およそ 10 年が経過した現在においても、全ての小中学校においてセンター化は実現されていない。

この間、社会情勢の変化に加え、自校方式調理施設の老朽化が進行するほか、市の「アセットマネジメント基本方針（平成 26 年 4 月）」が策定されたことなどを踏まえ、センター化の必要性について、「アセットマネジメント」、「安全性」、「食育」の 3 つの視点から再度、検討・審議し、次のとおり意見をまとめた。

#### 【総括】

人口減少や少子化の進行、施設整備コストなど経営効率の観点、食材・調理方法のチェックなど管理体制の充実、給食を通じた食育指導の徹底など、学校給食に必要な事項を総合的に考察した結果、清水地区の自校方式、校外調理方式については、センター方式に統一するよう進めていただきたい。

その際、今後、予想される児童・生徒の減少を考慮するほか、既存の給食センターを最大限に有効活用するなど、市全体の給食提供方法の効率化を図ることで、適正な施設規模とし、建設・運営コストの抑制に取り組んでいただきたい。

また、センター化を検討する際は、PFI を導入するなど、最適な運営手法についても、併せて検討いただきたい。

安全性については、施設機能が向上しており、衛生面での対応は特段問題ないと考えられるが、食材や調理方法のチェック体制を強化・充実し、常に安心・安全な給食を提供できるよう、人材育成に取り組むほか、危機管理意識の向上を図るよう、管理体制の徹底に努めていただきたい。

更に、学校給食を通じ、健全な食生活、自己管理能力の形成、健康維持などの面から、栄養バランス等に配慮した豊富な献立に配慮するとともに、経済が豊かになり飽食の時代となった今、児童・生徒に食の大切さや給食のしくみ、地産地消の重要性についても伝えていただきたい。

そして、クラス全員で一緒に食事をするにより、人とかわりながら楽しく食事することも食育の一環であり、欠食・孤食・偏食に対しても、学校給食を生きた教材として活用していただきたい。

今後、センター化を進める際は、これらを踏まえ、学校給食がより一層、充実されるよう取り組むとともに、現在抱える課題についても、見直し・改善できる事項は、早急に対応するよう努めていただきたい。

## (2) 各視点(アセット・安全性・食育)からの意見

全文追加

### 【アセットマネジメントの視点】

・清水地域に新規の給食センターを建設する際は、人口減少・少子化の進行などを考慮し、既存の静岡地域の給食センターを有効活用するなど、市全体の給食提供方法の効率化を図るよう取り組んでいただきたい。

・センター化する際は、PFIの導入を検討するなど、民間の経営ノウハウを活用するなど、経営効率を図るよう取り組んでいただきたい。

・少子化に伴い、小中学校もいずれ「統廃合」していくことが予想される。給食センターについても、同様に「統廃合」とするとともに、不要な資産を売却するよう進めていただきたい。

・センター方式のメリットとして、品質の良い食材を大量に一括購入し、材料費のコストを抑制できること、一度に調理することで効率性が図られるとともに、人件費が抑制できることなどがある。これらのメリットを活かし、運営費の抑制に努めていただきたい。

・コストの面から言えば、資産を持たない校外調理方式が最も経済的であるが、設備投資に多額の費用を要することや、少子化が進んでいくことから、民間参入が難しいと考えられる。集中的に経費を投入できるセンター方式のメリットを活かすことで、経済性・効率性を確保するよう取り組んでいただきたい。

・今後、少子化に伴い、学校の「統廃合」も検討することになるため、「統廃合」により生じた余剰地を給食センター用地として活用するなど、効率的な整備方法を検討していただきたい。

### 【安全性の視点】

・センター方式では、栄養士や調理員など人材を集中的に配置できることもメリットとしてあげられる。集中管理が可能という利点を活かし、食材や調理方法のチェック機能を充実させることで、安心・安全な給食を提供していただきたい。

・安心・安全な給食を提供するためには、施設の設備・機能を充実させることも必要だが、重要なのは、徹底した管理体制を構築することである。そのためには、人材の育成に努めるとともに、危機管理意識を向上させることが必要である。

・食材を大量発注、調達する際は、安全性の高い食材とするよう留意するとともに、地産地消に積極的に取り組んでいただきたい。

・安全性を確保するためには、常に衛生的な環境下で調理することが必要である。最新の設備を導入するだけでなく、清潔な服装や自らの健康状態にも細心の注意を払うことで、安心・安全な給食を提供していただきたい。

・既に献立表にエネルギー表示はされているが、今後は、塩分含有量なども表示することで、更に安全性の高い給食を提供するとともに、アレルギー対策に十分注意していただきたい。

**【食育の視点】****全文追加**

- ・現代の子どもは、好きなものを中心に食べる傾向にあるため、将来、生活習慣病になることが懸念される。小中学生の頃から、学校給食を通じ、健全な食生活を送ることで、自己管理能力を形成する必要がある。
- ・給食を通じて、クラス全員で一緒に食事をする 것도食育の一環であり、欠食、孤食、偏食にならないよう、食に対する基本的な知識を身につけさせることも重要である。
- ・日本は経済が豊かになり、飽食の時代であるため、食べ残しが多いなど贅沢になっているが、現在も世界には飢餓で苦しんでいる人たちがいる。食の大切さ、日本の食文化がどのようにして支えられているかを教えることも食育として重要である。
- ・給食の実態を把握する際、児童・生徒だけでは、感覚的なアンケートになってしまう恐れがある。専門家や保護者などを含めた実態調査を検討していただきたい。
- ・給食を提供する際は、栄養やエネルギーに留意するほか、色彩や組み合わせを考えることも重要である。「ごはん」、「牛乳」、「おかず」など、それぞれ栄養があり必要であるが、バランスのよい給食とするよう取り組んでいただきたい。

**(3) その他の意見**

- ・学校給食全体を考えるならば、食の安全性と地域貢献が重要と考える。地震などの災害の場合、他都市の学校給食施設は、避難所の炊事場として活用している事例もある。給食を提供するだけの施設ではなく、その役割・機能を他方面でも活用できるよう検討いただきたい。
- ・学校給食のあり方を検討する際は、施設建設・運営における環境への影響も考慮する必要がある。国連では、「持続可能な開発目標」を掲げ、エネルギー消費等についても、焦点を当てているため、アセットマネジメントを進める際の一考察として検討いただきたい。
- ・静岡市と同規模の政令指定都市では、用地確保の課題から、給食センターの建設を見送っている事例もある。不足するセンター数にも違いがあるが、静岡市も例外ではない。平成18年に学校給食施設の整備方針が決定してから約10年が経過していることも含め、課題解決に向け早急に取り組んでいただきたい。
- ・給食の「おいしい」、「おいしくない」は、味付けの濃淡に左右されることが多いと思われる。味付けは栄養士がチェックし、栄養管理は行われているが、今後もより子どもたちに喜ばれる給食の提供に取り組んでいただきたい。



【参考資料】

※参考資料については、審議会において市当局から提示された資料を添付している。

(1) アンケート結果

(アンケート結果まとめ)

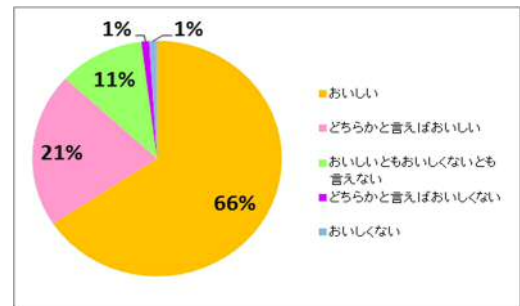
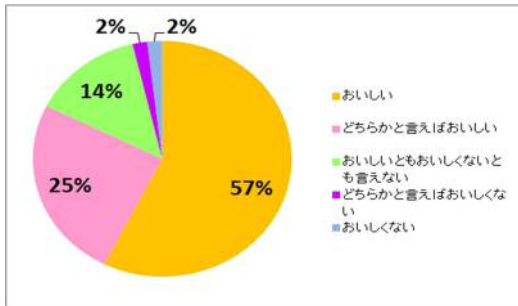
- ・おいしさの評価は、自校方式の方がセンター方式より若干高い。
- ・校外調理方式では、他の2方式に比べ、おいしさの評価が大きく下回っており、また、おかずを温かくしてほしいとの要望が顕著である。

[小学校]

センター方式 (102名:2校)

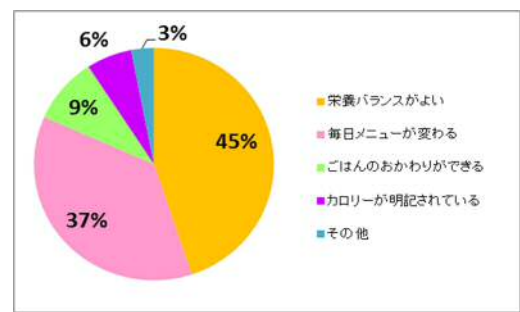
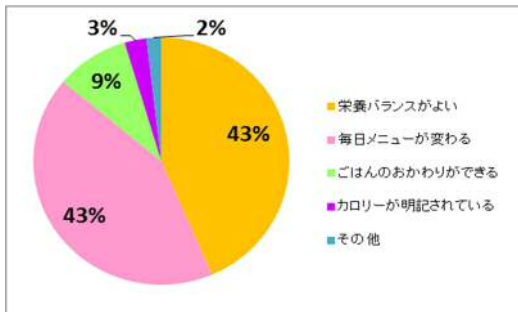
自校方式 (103名:2校)

問1 学校給食の味について



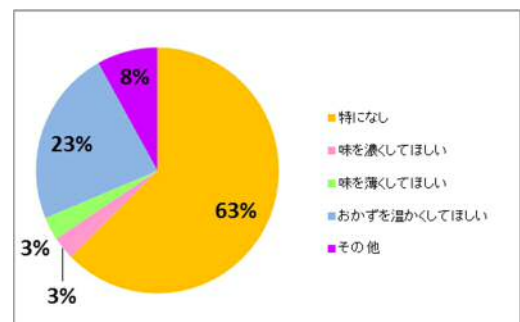
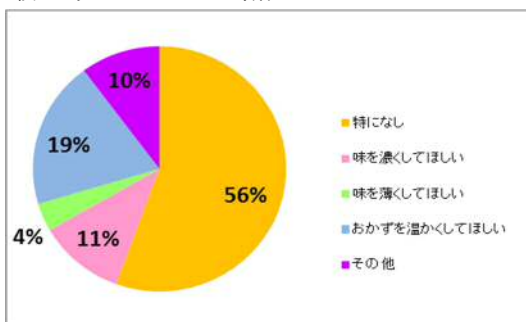
- ・「おいしい」「どちらかといえばおいしい」を合わせると、センター方式 82%、自校方式 87%で、ほぼ同じ

問2 最もよい点について



- ・センター方式、自校方式とも「栄養バランスがよい」「毎日メニューが変わる」が挙げられており、その率もほぼ同じ。

問3 最も改めてほしい点について



- ・「特になし」が、センター方式 56%、自校方式 63%でほぼ同じ。
- ・「おかずを温かくしてほしい」が、センター方式 19%、自校方式 23%で続いている。



[中学校]

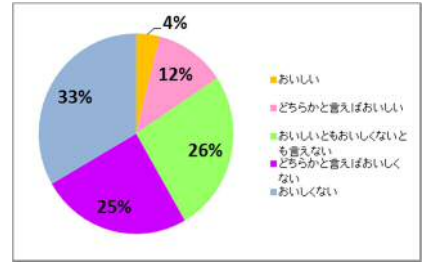
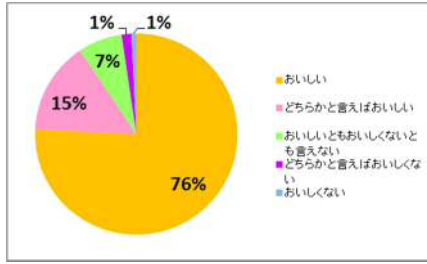
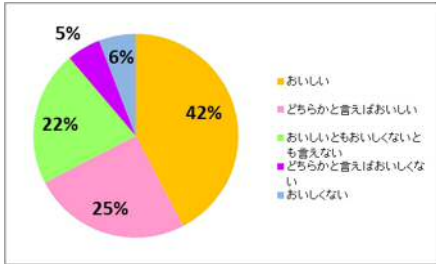
センター方式 (440名:2校)

自校方式 (294名:1校)

校外調理方式 (383名:3校)

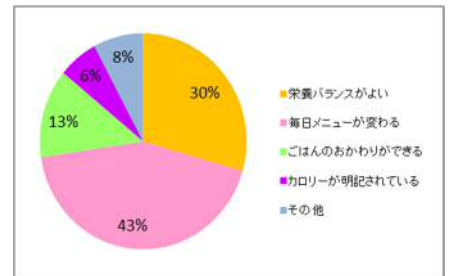
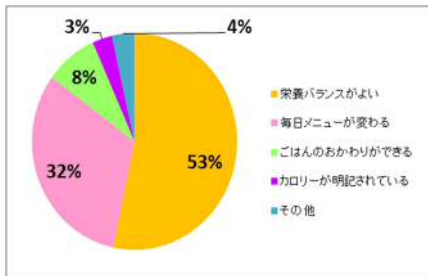
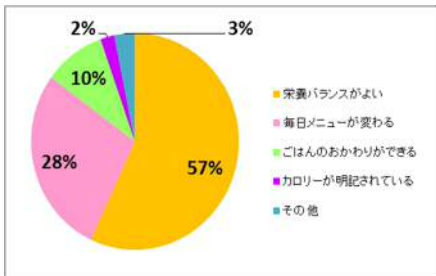
(実施校は1校のみ)

問1 学校給食の味について



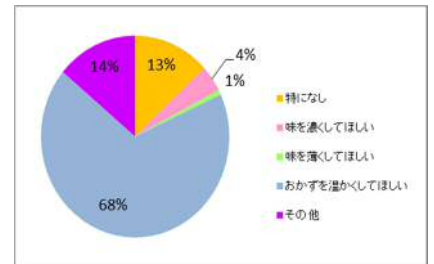
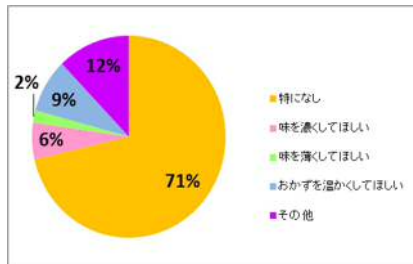
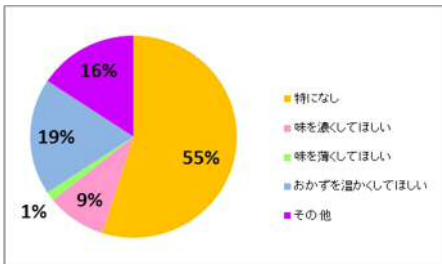
・「おいしい」「どちらかといえばおいしい」を合わせると、センター方式67%、自校方式91%、校外調理方式16%である。校外調理方式では、「どちらかといえばおいしくない」「おいしくない」を合わせると58%となっている。

問2 最もよい点について



・センター方式、自校方式、校外調理方式とも「栄養バランスがよい」「毎日メニューが変わる」が挙げられているが、方式によって順位や率に違いがある。

問3 最も改めてほしい点について



・「特になし」が、センター方式55%、自校方式71%で大きな差はないが、校外調理方式は13%しかなく、「おかずを温かくしてほしい」が68%でトップだった。「おかずを温かくしてほしい」は、センター方式で19%、自校方式で6%となっている。

## (2) 清水地域の学校給食施設整備方針(案)コスト比較表

### ◆コスト比較表の見方

- ・H33年度から今後60年間で要するコストを記載。

・庁舎、事務所、学校等の用に供するSRC造(鉄骨鉄筋コンクリート造)、RC造(鉄筋コンクリート造)における建物の耐用年数の代表値として設定されている60年を採用した。  
 ・建物の建築から解体までの期間(耐用年数)を60年で1サイクルとし、その間の建築費、修繕費、解体費、光熱水費等を含むライフサイクルコストで試算している。

- ・対象範囲

清水地域の自校方式である小学校17校及び校外調理方式である中学校11校の児童・生徒の分が対象。

- ・建設時(平成33年度)の対象人数

学事課が予想している平成33年度の児童生徒数11,381人+平成27年度の教職員数898人=12,279人と想定。

- ・60年後(平成92年度)の対象人数

国立社会保障・人口問題研究所(=社人研)が出した平成22年から平成52年までの静岡市の5歳~14歳の人口推計を基に、その後30年間同じように推移すると仮定して、清水区の17小学校と11中学校の60年後の児童生徒数として算出した3,880人+平成27年度の教職員数898人=4,778人と想定。

- ・コスト計算における対象人数

上記計算により、平成33年度(計算当初)現在12,279人→60年後は4,778人で試算。

- ・食数

平成27年度の給食提供回数は180回。コスト計算でも60年後も変わらず、1年間に180回の給食を提供すると想定。

- ・「センター方式」とは

現在の自校方式と校外調理方式での給食提供をやめ、センター方式に統一した場合の試算。

- ・「自校方式」とは

対象範囲の自校方式の小学校17校を全て建替え、かつ、対象範囲の校外調理方式の中学校11校に給食室を整備した場合の試算。

- ・「校外調理方式」とは

現在、対象範囲の校外調理方式の中学校11校は、同じ状態で継続して給食提供を行い、かつ自校方式の小学校17校全てを校外調理方式に変更した場合の試算。(ただし、現行の内容を継続するため、土地取得費や施設整備費などは考慮していない)

# 清水地域の学校給食施設整備方針（案）コスト比較表

（単位：千円、消費税10%込）

		センター方式	自校方式	校外調理方式
		○清水区内に調理能力13,000食/日のセンターを新設 ○調理運営は外部委託	○小学校（17校）の既存施設を建替え、中学校（11校）に調理施設を新設 ○調理運営は外部委託	○現在の委託契約を継続
<b>《収入》</b>				
学校施設環境改善交付金（文部科学省）	地方公共団体の学校施設整備に要する経費の一部を国が補助する	556,458	660,769	0
収入計		556,458	660,769	0
<b>《支出》</b>				
土地購入	施設の建設用地の取得費用	1,000,000	0	0
設計・工事監理		108,987	208,022	0
建築工事（※特殊基礎無し）		3,346,200	5,993,474	0
厨房機器購入		970,970	1,935,626	0
食器・食缶購入		114,360	62,891	70,285
給食受領室整備	校外で調理する場合に必要な給食受領室の整備に要する費用	560,000	0	340,000
既存給食室解体	別棟：全て解体撤去 校舎内：他の用途に改修	101,950	101,950	101,950
支出（initial cost）		6,202,467	8,301,963	512,235
光熱水費（60年間）	電気料金、ガス料金、上下水道料金	4,658,241	6,907,435	0
施設維持管理委託料（60年間）	施設の清掃、建築設備の保守・点検等に要する費用（外部委託）	1,074,860	1,565,256	0
調理委託料（60年間）	給食調理に要する費用（外部委託）	12,411,449	24,448,034	13,096,717
配送委託料（60年間）	給食配送に要する費用（外部委託）	4,531,214	0	1,319,094
建物修繕費（60年間）・解体費	建物の修繕及び新築から60年後の解体撤去に要する費用	3,346,200	5,993,474	0
厨房機器修繕費（60年間）		291,291	580,688	0
厨房機器更新（60年間）	厨房機器を15年毎に全て買い替える（60年間に3回）	2,912,910	5,806,878	0
食器・食缶更新（60年間）	食器及び食缶を6年毎に全て買い替える（60年間に9回）	690,599	364,548	436,102
消耗品費（60年間）	消毒薬、洗剤、ポリ袋 等	150,503	77,616	77,616
市職員人件費（60年間）	センター所長、栄養士、配膳員等の人件費	3,232,806	3,896,000	1,441,870
支出（running cost）		33,300,073	49,639,929	16,371,399
差引合計		38,946,082	57,281,123	16,883,634
差引合計－土地購入		37,946,082	57,281,123	16,883,634
食数		85,655,443		
1食当りの市負担額（円/食）		443	669	197
小学校一食単価（円/食）		699	925	453
中学校一食単価（円/食）		740	966	494

算定方法		
センター方式	自校方式	校外調理方式
床面積6,000㎡（他都市の事例を参考）	食数に応じて、300食・500食・700食・900食の4つに分類、床面積は「学校給食施設計画の手引き」を参考にそれぞれ376㎡・410㎡・517㎡・624㎡とする	
本体建築、附帯施設及び廃水処理施設の整備に要する費用（配分基礎額）の1/2	本体建築、炊飯施設及び附帯施設の整備に要する費用（配分基礎額）の1/2（新築）または1/3（改築）	—
10,000㎡×100千円（インターネット掲載価格を参考）	—	—
設計：74,309千円（H26北部C概算を参考） 監理：設計費用の1/3	設計：4,152～6,888千円/校（H19両河内Cを参考） 監理：設計費用の1/3	—
507千円/㎡（H26北部C概算に物価変動率を考慮）	424千円/㎡（H20両河内Cに物価変動率を考慮）	—
H26北部C見積を参考	H27見積	—
食器：3.7千円/人（H25丸子C見積） 食缶：120千円/級（H25丸子C見積）	食器：3.7千円/人（H25丸子C見積） 食缶：16千円/級（H27見積）	食器：1千円/人（H26見積） 食缶：112千円/級（H27見積）
20,000千円×28校	—	20,000千円×17校
別棟：30千円/㎡×3,065㎡（15校計） 校舎内：5,000千円×2校	別棟：30千円/㎡×3,065㎡（15校計） 校舎内：5,000千円×2校	別棟：30千円/㎡×3,065㎡（15校計） 校舎内：5,000千円×2校
電気料（年額）：30,131千円 ガス・水道料（年額）：5.1千円×1日あたりの食数	電気料（年額）：1,509～2,504千円/校 ガス・水道料（年額）：6.7千円×1日あたりの食数	—
16,286千円/年（中吉田Cを参考）	724～1,059千円/校・年（両河内Cを参考）	—
別途積算（5年毎に契約更新）	別途積算（5年毎に契約更新）	139円/食
別途積算（5年毎に契約更新）	—	14円/食
初期建築工事費と同額に設定	初期建築工事費と同額に設定	—
1年当り厨房機器購入費の0.5%に設定	1年当り厨房機器購入費の0.5%に設定	—
15年毎に全て更新（60年間で3回） 上記の厨房機器購入費×3	15年毎に全て更新（60年間で3回） 上記の厨房機器購入費×3	—
6年毎に全て更新（60年間で9回） 単価は上記購入費用と同額	6年毎に全て更新（60年間で9回） 単価は上記購入費用と同額	6年毎に全て更新（60年間で9回） 単価は上記購入費用と同額
2,280千円/年（中吉田Cを参考）	校外調理委託方式と同額に設定	42千円/校・年（H27予算より）
正規：8,000千円/人・年×延べ276人 パート：859円/h×1,193,023h	正規：8,000千円/人・年×延べ487人	年 パート：859円/h×1,119,756h
国立社会保障・人口問題研究所による静岡市の5～14歳の2010～2040年の人口推計を参考に60年間の児童生徒数を仮定		1人当たり180食/年
「1食当りの市負担額」に食材費256円/食を加算		
「1食当りの市負担額」に食材費297円/食を加算		

校外調理方式は、現行の契約を継続することとしてコストを算定しており、課題（おかげが冷たい等）が解決されないため、コスト比較の対象に成り得ない。

**(3) 学校給食提供方法(三方式)の比較**

**1 効率的な整備・運営(アセットマネジメントの視点)**

		センター方式			◎：コスト低・内容が優れている ○： ↓ △：コスト大・内容が劣っている
		自校方式		内 容	
		校外調理方式			
施設建設	施設整備	◎	○	—	◇センター方式は、建設コストの面で効率的に事業実施が可能だが、用地取得に費用がかかる。また、配食校に給食受領室を設ける必要がある。 ◇自校方式では、複数施設を建設するため、建設コストが多額になるか、校内に建設するため用地取得は必要ない。 ◆校外調理方式は、計算できない。
	建設に要する時間	◎	○	—	◇センター方式は、大規模な施設建設をするための一定期間が必要となるが、一度ですべてが改善される。 ◇自校方式は、多くの施設を建設する必要がある、すべての改善に相当の期間が必要となる。
	建設時の給食提供	◎	○	—	◇センター方式は、センター建設後に切替えればよいので、給食提供に影響がでない。 ◇自校方式の小学校では、同一敷地に建替えをするため、自校方式の給食提供が一時的に困難になる可能性がある。 ◆校外調理方式は、計算できない。
維持管理	維持管理コスト ・修繕 ・機器更改 ・管理委託	◎	○	—	◇施設数が少ない方が、全体的な効率化を図ることができ、中長期的な維持管理も計画的に実施し易いため、相対的に見て維持管理コストが少なく済む。 ◇施設数が少ない方が、維持管理に係る各施設や総括課の事務負担の軽減も期待できる。 ◆校外調理方式は、計算できない。
給食運営	調理コスト 配送コスト	◎	○	—	◇センター方式は、施設数が少ないため、効率的に運営ができ、光熱水費等のコスト削減も図れるが、配食校を多く抱え、配送コストがかかる。 ◇自校方式は、配送コストはかからないが、調理委託料や光熱水費でセンター方式より多額のコストがかかる。 ◆校外調理方式は、現状の方式をもとに計上した。
人員配置	人員コスト	◎	○	—	◇センター方式では、事務や栄養士人員を集約することができ、効率的な配置ができる。 ◇自校方式では、各施設に栄養士を配属する必要があり、人員コストがかかる。さらに事務処理を総括課職員とする必要も生じる。 ◆校外調理方式では、総括課に運営・管理に関わる人員の配置が必要になる。



## 2 安全で安定した学校給食の提供(安全性の視点)

		センター方式			◎：内容が優れている ○： ↓ △：内容が劣っている
		自校方式		校外調理方式	
					内 容
給食提供	ドライシステム化	◎	◎	△	◇センター方式、自校方式とも、新施設では、ドライシステム化した調理施設になる。 ◆校外調理方式は、ドライシステム化ではない。
	アレルギー対応	◎	○	△	◇センター方式、自校方式とも、新施設では、アレルギー対応室で実施が可能。 ◇自校方式は、施設規模により調理室内を明確に区分することが難しい場合がある。 ◇アレルギー対応は、専属の人員が必要となり、施設数が多いほど配置する人員が増える。 ◆校外調理方式は、アレルギー対応はしていない。
食材調達	食材の選定	◎	○	○	◇センター方式は、複数センターが一同に会し、食材の選定・調達を効率よく実施することができる。また、複数栄養士による食材のチェック体制を整えることができる。 ◇自校方式は、施設ごとに献立が異なることから、施設ごとの選定、調達となり、一人の栄養士で食材のチェックをしなければならぬため、負担が大きくなる。 ◆校外調理方式は、事業者が食材を選定、調達している。
	調達の柔軟性	○	◎	○	◇自校方式は、施設ごとに調達するため、学校行事や急な食材変更への対応が柔軟にし易い。 ◇センター方式は、発注数が大量となるため、調達できる食材に制約が生じる。また、複数の学校で同一献立を使用するため、柔軟な対応が難しい。 ◆校外調理方式もセンター方式と同様である。
危機管理	危機管理体制	◎	○	○	◇センター方式は、所長、事務、栄養士など複数の人員で組織的な運営管理体制を築ける。 ◇自校方式は、現場栄養士のみで管理全般を担う必要がある。 ◆校外調理方式は、事業者が管理体制を敷いている。
	事故対応	○	◎	○	◇自校方式は、トラブル発生時の影響が1校に留まるが、その他の方式では複数校に及ぶ。 ◇センター方式、自校方式は、各施設職員により初動対応でき、迅速な対応がとれる。 ◆校外調理方式は、事業者からの一報を受け、事業者、総括課、学校の3者で対応することになり、初動対応の迅速性にやや懸念がある。



### 3 食育の推進(食育の視点)

		センター方式			◎：内容が優れている ○： ↓ △：内容が劣っている
		自校方式		内 容	
					校外調理方式
食育推進	豊富な献立の作成	◎	◎	○	◇センター方式、自校方式ともに豊富な献立に対応できる。 ◆校外調理方式は、事業者の施設(設備)により制限が生じる可能性がある。
	適温での提供	◎	◎	△	◇センター方式、自校方式ともに温かいものは温かく、冷たいものは冷たい適温での提供ができる。 ◆校外調理方式は、事業者の施設(設備)や提供方法によって制約が生じる。
	全員給食の実施	◎	◎	△	◇センター方式、自校方式ともに全員給食を実施する。 ◆校外調理方式は、現在選択制を導入しているため、実施方法の検討課題がある。
	地産地消	◎	◎	○	◇センター方式、自校方式ともに、地元食材(生鮮野菜類、加工食品等)を積極的に献立に取り入れることができる。 ◆校外調理委託は、食材調達が事業者の裁量に委ねられるので、地元食材を献立に取り入れることに制約が生じる。
	給食活動の指導	◎	◎	△	◇センター方式、自校方式ともに食缶で給食提供するので、配膳片付けなどの協同の精神や社交性を養える。なお、自校方式は子どもたちにとって、身近さを感じることができる。 ◆校外調理方式は、配膳が不要となり食育指導の一部が実施できない。
	食生活・食習慣	◎	◎	△	◇センター方式、自校方式ともに献立に合わせた食器(汁もの、ごはん、おかずに合った形の食器)での提供ができ、正しい食生活、食習慣を身につけることができる。 ◆校外調理方式は、弁当箱での提供となり、食習慣の指導がしにくい。
	環境への配慮	◎	◎	△	◇センター方式、自校方式ともに食べ残しが最後に食缶に集められるため、子どもたち全員が環境へ配慮することの大切さを学ぶ食育指導に結びついている。 ◆校外調理方式は、子どもたちが個々に蓋を閉めて返却するため、残さいが多くなる。
	食に関する指導	◎	◎	△	◇センター方式、自校方式ともに、給食管理や調理現場に携わる栄養士が、子どもたちに学校給食を生きた教材として食育指導を実施する。 ◆校外調理委託は、弁当箱での提供であることと、全員が給食を食べていないことから、学校給食を生きた教材とした食育指導がしにくい方式となっている。

文章追加

写

27 静 総 行 第 705 号  
平成 27 年 5 月 29 日

静岡市行財政改革推進審議会  
会 長 曾 根 正 弘 様

静岡市長 田 辺 信 宏  
(総務局行政管理課)

公共建築物施設群別マネジメントの方向性及び学校給食のあり方について(諮問)

静岡市行財政改革推進審議会条例第2条第1号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

## 記

### 1 諮問事項

- (1) 公共建築物施設群別マネジメントの方向性について
- (2) 学校給食のあり方について

### 2 諮問理由

静岡市の公共施設のアセットマネジメントに関しては、平成 26 年4月に基本方針を、また、同年8月には公共建築物施設群別マネジメント方針を策定し、鋭意取組を進めてきたところです。

今後、個別施設計画を策定していくに当たり、群ごとにマネジメントの方向性を示す必要があるため、公共建築物施設群別マネジメントの方向性について諮問します。

また、市内小中学校では学校給食の提供方法が統一されておらず、アセットマネジメント及び食を通じた児童・生徒の健全な育成(食育)の観点から、早急な見直しが必要となっているため、学校給食のあり方について諮問します。

**第6期 静岡市行財政改革推進審議会委員名簿**

[任期 平成26年4月26日～平成28年4月25日]

会 長	曾根 正弘	(株式会社テレビ静岡 取締役相談役)
職務代理者	足羽 由美子	(足羽会計事務所 税理士)
委 員	青木 孝輔	(公募委員)
	狩野 佐知子	(公募委員)
	木村 幸男	(メンズ・サポート・しずおか 共同代表)
	高橋 節郎	(一般財団法人 静岡経済研究所 前常務理事) (～平成27年6月30日)
	内野 孝宏	(一般財団法人 静岡経済研究所 主席研究員) (平成27年7月1日～)
	高橋 正人	(静岡大学 人文社会科学部 准教授)
	竹内 良昭	(行政経験者：元静岡市財務部長)
	土屋 裕子	(静岡商工会議所 シーズネットワーク元代表)
	的場 啓一	(静岡大学 男女共同参画推進室 特任准教授)

※委員の所属等は平成27年12月時点のものです。

**公共建築物施設群別マネジメントの方向性及び学校給食のあり方に係る審議経緯**

第9回審議会	平成27年5月29日	市長からの諮問 市長と審議会委員との意見交換 アセットマネジメント・学校給食の現状と課題
第1回勉強会	平成27年7月6日	現地視察及び給食試食 (市営住宅・桜ヶ丘高校・清水小学校・西島学校給食センター等)
第10回審議会	平成27年7月31日	公共建築物施設群別マネジメントの方向性について
第11回審議会	平成27年8月28日	公共建築物施設群別マネジメントの方向性について
第12回審議会	平成27年9月8日	公共建築物施設群別マネジメントの方向性について
第13回審議会	平成27年9月30日	学校給食のあり方について
第14回審議会	平成27年10月28日	学校給食のあり方について
第15回審議会	平成27年11月18日	答申書(案)の調整・確認
答申	平成27年12月14日	



市長からの諮問



西島学校給食センター視察



審議会の様子

公共建築物施設群別マネジメントの方向性  
学校給食のあり方

答 申 書

平成27年12月  
静岡市行財政改革推進審議会